

平成25年第1回美幌町議会定例会会議録

平成25年 3月 7日 開会

平成25年 3月19日 閉会

平成25年 3月 7日 第1号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 陳情第 2 号 東町集会室の建て替えに関する陳情について (委員会報告)
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の承認について  
[平成 24 年度美幌町一般会計補正予算 (第 9 号)]
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認について  
[平成 24 年度美幌町一般会計補正予算 (第 10 号)]
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認について  
[平成 24 年度美幌町一般会計補正予算 (第 11 号)]
- 日程第 8 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 2 号 美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 議案第 1 号 美幌地域 3 町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 11 議案第 2 号 町道路線の変更について
- 日程第 12 議案第 3 号 美幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議案第 4 号 平成 24 年度美幌町一般会計補正予算 (第 12 号) について
- 日程第 14 議案第 5 号 平成 24 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 15 議案第 6 号 平成 24 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 16 議案第 7 号 平成 24 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 17 議案第 8 号 平成 24 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 18 議案第 9 号 平成 24 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 19 議案第 10 号 平成 24 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 20 議案第 11 号 美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第 21 議案第 12 号 美幌町パブリックコメント手続条例の制定について
- 日程第 22 議案第 13 号 美幌町審議会等の議会の公開に関する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 14 号 美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 24 議案第 15 号 美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 25 議案第 16 号 美幌町附属機関に関する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 17 号 美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 27 議案第 18 号 美幌町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 28 議案第 19 号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

|         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 2 9 | 議案第 2 0 号 | 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 1 号 | 美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の制定について   |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 2 号 | 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について   |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 3 号 | 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 3 3 | 議案第 2 4 号 | 美幌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について   |
| 日程第 3 4 | 議案第 2 5 号 | 美幌町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第 3 5 | 議案第 2 6 号 | 美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第 3 6 | 議案第 2 7 号 | 美幌ユースホステル条例を廃止する条例制定について   |
| 日程第 3 7 | 議案第 2 8 号 | 美幌町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定について  |
| 日程第 3 8 | 議案第 2 9 号 | 美幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について   |
| 日程第 3 9 | 議案第 3 0 号 | 美幌町移動等円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について  |
| 日程第 4 0 | 議案第 3 1 号 | 美幌町営住宅等設備の基準に関する条例について   |
| 日程第 4 1 | 議案第 3 2 号 | 美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の制定について  |
| 日程第 4 2 | 議案第 3 3 号 | 美幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定について   |
| 日程第 4 3 | 議案第 3 4 号 | 美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第 4 4 | 議案第 3 5 号 | 美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第 4 5 | 議案第 3 6 号 | 美幌町個別排水処理施設設置条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第 4 6 | 議案第 3 7 号 | 美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について                                    |
| 日程第 4 7 | 議案第 3 8 号 | 指定管理者の指定について (仲町集会室)   |
| 日程第 4 8 | 議案第 3 9 号 | 指定管理者の指定について (登栄集会室)   |
| 日程第 4 9 | 議案第 4 0 号 | 指定管理者の指定について (三橋南集会室)  |
| 日程第 5 0 | 議案第 4 1 号 | 指定管理者の指定について (旭集会室)  |
| 日程第 5 1 | 議案第 4 2 号 | 指定管理者の指定について (南集会室)  |
| 日程第 5 2 | 議案第 4 3 号 | 指定管理者の指定について (豊岡自治会館)  |
| 日程第 5 3 | 議案第 4 4 号 | 指定管理者の指定について (みなみまち集会室)  |
| 日程第 5 4 | 議案第 4 5 号 | 指定管理者の指定について (古梅総合センター)  |
| 日程第 5 5 | 議案第 4 6 号 | 指定管理者の指定について (ひなみ地域センター)   |
| 日程第 5 6 | 議案第 4 7 号 | 指定管理者の指定について (東町集会室)   |
| 日程第 5 7 | 議案第 4 8 号 | 指定管理者の指定について (駒生ふれあいセンター)  |
| 日程第 5 8 | 議案第 4 9 号 | 指定管理者の指定について (美富集会室)   |
| 日程第 5 9 | 議案第 5 0 号 | 指定管理者の指定について (野崎集会室)   |
| 日程第 6 0 | 議案第 5 1 号 | 指定管理者の指定について (青稻畜ふれあい会館)   |
| 日程第 6 1 | 議案第 5 2 号 | 指定管理者の指定について (仲町中央集会室)   |

- 日程第62 議案第53号 指定管理者の指定について（栄森集会室）  
 日程第63 議案第54号 指定管理者の指定について（瑞治地区農作業準備休憩施設）  
 日程第64 議案第55号 指定管理者の指定について（報徳地区農作業準備休憩施設）  
 日程第65 議案第56号 指定管理者の指定について（田中地区農作業準備休憩施設）  
 日程第66 議案第57号 指定管理者の指定について（豊富地区農作業準備休憩施設）  
 日程第67 議案第58号 指定管理者の指定について（美幌町地域用水広報館）  
 日程第68 議案第59号 平成25年度美幌町一般会計予算について  
 日程第69 議案第60号 平成25年度美幌町国民健康保険特別会計予算について  
 日程第70 議案第61号 平成25年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について  
 日程第71 議案第62号 平成25年度美幌町介護保険特別会計予算について  
 日程第72 議案第63号 平成25年度美幌町公共下水道特別会計予算について  
 日程第73 議案第64号 平成25年度美幌町個別排水処理特別会計予算について  
 日程第74 議案第65号 平成25年度美幌町水道事業会計予算について  
 日程第75 議案第66号 平成25年度美幌町病院事業会計予算について  
 （町政執行方針）  
 （教育行政執行方針）

日程第76 一般質問  
 7番 上杉晃央君

○出席議員

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1番 新 鞍 峯 雄 君     | 2番 大 江 道 男 君     |
| 3番 早 瀬 仁 志 君     | 5番 中 嶋 すみ江 君     |
| 6番 松 浦 和 浩 君     | 7番 上 杉 晃 央 君     |
| 8番 岡 本 美代子 君     | 副議長 9番 坂 田 美栄子 君 |
| 10番 宗 像 密 琇 君    | 11番 大 原 昇 君      |
| 12番 吉 住 博 幸 君    | 13番 橋 本 博 之 君    |
| 議長 14番 古 舘 繁 夫 君 |                  |

○欠席議員

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明者

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 美幌町長 土谷耕治君     | 教育委員会 会長 沖田 滋君   |
| 農業委員会 会長 鈴木幸往君 | 選挙管理委員会 会長 松本光伸君 |
| 監査委員 高木清君      |                  |

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明者

|              |              |
|--------------|--------------|
| 副町長 染谷良君     | 総務部長 平井雄二君   |
| 民生部長 馬場博美君   | 経済部長 高木恵一君   |
| 建設水道部長 磯野憲二君 | 病院事務長 大村英則君  |
| 会計管理者 鈴木元春君  | 事務連絡室長 糸屋定春君 |
| 総務主幹 高崎利明君   | 電算主幹 植木恒則君   |

|          |        |           |       |
|----------|--------|-----------|-------|
| 住民活動主幹   | 丸山俊夫君  | 財務主幹      | 矢萩浩君  |
| 政策主幹     | 武田孝司君  | 契約財産主幹    | 村田純一君 |
| 税務主幹     | 大平幸雄君  | 環境生活主幹    | 谷川明弘君 |
| 児童支援主幹   | 佐藤和恵君  | 福祉主幹      | 井上和俊君 |
| 健康推進主幹   | 立花八寿子君 | 農政主幹      | 但馬憲司君 |
| 公社主幹     | 広島学君   | 耕地林務主幹    | 伊成博次君 |
| 商工観光主幹   | 小室秀隆君  | 建設主幹      | 門別孝志君 |
| 建築主幹     | 佐藤修君   | 水道主幹      | 澤畠雅俊君 |
| 病院総務主幹   | 橋本美典君  | 事務連絡室次長   | 篠永幸男君 |
| 教育長      | 平野浩司君  | 教育部長      | 佐藤庄一君 |
| 学校教育主幹   | 藤原豪二君  | 学校給食主幹    | 石田勇一君 |
| 社会教育主幹   | 小西守君   | 文化ホール調整主幹 | 石坂聡君  |
| スポーツ振興主幹 | 田村圭一君  | 農委事務局長    | 岩田憲次君 |
| 選管事務局長   | 嶋田秀行君  |           |       |
| 監査委員室長   |        |           |       |

○議会事務局出席者

|      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 事務局長 | 浅野俊伸君 | 次長   | 荒井紀光子君 |
| 議事係長 | 水上修一君 | 庶務係長 | 那須清二君  |

午前10時00分 開会

### ◎開会・開議宣告

○議長（古館繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番大江道男さん、3番早瀬仁志さんを指名します。

---

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（古館繁夫君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月28日及び3月5日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君）〔登壇〕 去る2月28日及び3月5日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日7日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。次に、平成24年第8回定例会において、総務文教厚生常任委員会に付託していた東町集会所の建てかえに関する陳情については、審議が終了したことから委員会報告を行います。その後、平成24年度関連議案である承認第1号専決処分の承認について、平成24年度美幌町一般会計補正予算（第9号）から議案第10号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）までを審議し、平成25年度関連議案である議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてから議案第66号平成25年度美幌

町病院事業会計予算についてまでの56件について一括上程した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。続いて、一般質問に入り、本日は上杉晃央さん1名の終了までを予定しています。

第2日目、8日は前日に引き続き一般質問を行うことにいたします。中嶋すみ江さん、新鞍峯雄さん、坂田美栄子さん、大江道男さんの順に4名を予定しています。続いて、平成25年度関連議案の説明を受けます。

第3日目、9日土曜日及び第4日目、10日日曜日は、休日休会となります。

第5日目、11日は第2日に引き続き、平成25年度関連議案の説明を受けます。

第6日目、12日から第8日目、14日は各議員が議案の審議を整理するため議決休会としますが、各議員は疑問点の提出終了までは議事棟及び庁舎内で作業を継続することといたします。

第9日目、15日は開会后、本会議を休憩し、休憩中に疑問点の整理を行います。その後、平成25年度関連議案の質疑を行います。

第10日目、16日土曜日及び第11日目、17日日曜日は、休日休会となります。

第12日目、18日は第9日目に引き続き、平成25年度関連議案の質疑を行い、その後、会派等審議に入ります。

第13日目、19日は開会后直ちに会派等審議を行い、確認後、平成25年度関連議案の表決を行います。その後、意見書案の審議、報告案件などを予定しています。

次に、閉会中に意見書の提出を求める要請、陳情10件を受理していますので、その取り扱いについて報告します。

北海道町村議会議長会からの平成25年度地方財政対策に関する意見書提出の要請、国土交通労働組合北海道航空支部紋別分会からの札幌航空交通管制部の存続・充実を求める陳情、オホーツク勤労者医療協会労働組合からの安心できる介護制度の実現を求める意見書採択の陳情、以上の3件については、それ

ぞれ意見書を作成し、国等の関係機関へ提出いたします。

また、美幌町農業協同組合及び美幌町農民同盟からのT P P交渉参加断固阻止に関する陳情については、趣旨が同様であることから意見書を一本化して、国等の関係機関へ提出いたします。

また、北海道自治体労働組合連合からの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う条例改正に関する陳情、公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書提出に関する陳情、憲法を生かし、地方自治及び地方財政の拡充を求める意見書提出に関する陳情、環境自治体を目指すちっご委員会からの拡大生産者責任（E P R）とデポジット制法制化を求める意見書提出の要請、きょうされん北海道支部からの障害者自立支援法の廃止を求める意見書提出に関する要請、以上の5件については資料の配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月7日から3月19日までの13日間といたします。

新年度予算案を審議する重要な定例会であります。会期13日間の長丁場となりますが、慎重なる審議に議員各位の協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには議決休会中においても真摯なる対応を望み、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長からの報告があったとおり、本定例会の会期を本日から3月19日までの13日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月12日から3月14日までの3日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月19日までの13日間とし、3月12日から14日までの3日間を休会とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員会委員長、鈴木農業委員会会長、明日以降欠席の旨、それぞれ届け出がありました。

また、本定例会中、町広報及び議会広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影を許可しておりますので、あわせて御承知をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 行政報告

○議長（古舘繁夫君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日、ここに平成25年第1回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に、御寄贈についてであります。

平成24年12月18日に、札幌市在住の斎藤和男様、斎藤道博様より、町のために役立てていただきたいと、町内元町5番93の土地、畑であります。277平米、396万円相当を御寄贈いただいたところであります。御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいります。

第2に、財団法人美幌みどりの村振興公社の一般財団への移行についてであります。

財団法人美幌みどりの村振興公社は、みどりの村の管理運営と自然環境を活用した体験学習の提供、余暇時間の有効活用及び保健休養による健康増進などを図ることを目的として、平成元年3月に設立され、今日まで目的達成に向けさまざまな事業を進めてきております。

平成18年6月の公益法人制度改革関連法案の施行に伴い、平成25年11月までに新法に基づく公益法人への移行が必要なことから、移行に向けた準備を進め、平成24年11月15日に移行許可申請書を提出し、平成25年1月9日開催の北海道公益認定等審議会において、申請どおり移行することが妥当との答申が出されたところであります。

今後は、理事会、評議委員会において、本年4月1日の一般財団法人美幌みどりの村振興公社への移行に向け協議を図りながら手続等を進めてまいります。

移行後におきましても、みどりの村の各施設の有効活用、町民の方々の利用促進に向けた取り組みに大きく期待しているところでございます。

第3に、美幌町交流促進センター峠の湯びほろについてであります。

平成24年12月28日に美幌町交流促進センター峠の湯びほろの指定管理者である東京美装北海道株式会社美幌出張所より、温泉のお湯の量、温度、色に変化が生じてきたとの報告があり、施設の温泉ボーリング調査を行いました北海道立総合研究機構地質研究所

と協議を行い、2月4日に現状の把握及び当面の対応などの現地指導をいただいたところであります。今回の原因につきましては、温泉井戸内のカメラ調査による診断が必要とのことであります。

今後の対応といたしましては、カメラ調査による現状の把握を行うとともに、北海道立総合研究機構地質研究所の指導のもと、適切に対応してまいりたいと考えております。

第4に、美幌ユースホステルについてであります。

美幌ユースホステルにつきましては、昭和40年10月に開設され、平成15年までの39年間は財団法人日本ユースホステル協会による運営が行われておりました。

その後、平成15年に町が施設の無償譲渡を受けてからの9年間は指定管理者制度により、美幌ユースホステル協会が管理運営を行い、多くの方々の利用があったところであります。しかし、近年の社会情勢等による利用者の減少に伴い、平成25年1月15日に開催の美幌ユースホステル協会理事会において、平成25年3月末をもって事業を廃止し、協会を解散するという運びとなりました。

町といたしましても、協議を重ねた結果、今後のユースホステル事業の継続は困難と判断いたしまして、閉館の措置をとることに至ったところであります。

今後の跡地利用につきましては、町の活性化につながる有効な利活用方法を検討してまいりたいと考えております。

第5に、2月28日現在の建設工事進捗状況についてであります。

提出しております参考資料のとおり、本年度に計画いたしております工事件数43件のうち、土木工事9件、建築工事9件、上下水道工事14件、公共下水道工事1件、浄化槽工事6件の計39件を発注し、消化率では件数で90.7%、工事額で82.3%となっております。

なお、債務負担行為により施工の建築工事



4件につきましては、全て完成しております。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第1号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、町道排雪作業等のため急を要したこと。

承認第2号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第10号）については、町道除排雪作業等のため急を要したこと。

承認第3号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第11号）については、福祉灯油等助成事業の実施に急を要したことにより、専決処分をいたしましたので御承認を賜りたいのであります。

人事案件について。

オホーツク町村公平委員会委員安井敏和氏は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、後任に田村昌文氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

本町固定資産評価審査委員会委員佐藤俊一氏は、本年3月25日をもって任期満了となりますので、引き続き佐藤俊一氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

共同設置規約の変更について。

議案第1号は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約を変更しようとするものであります。

町道路線の変更について。

議案第2号は、第869号道路の終点見直しに伴う変更をしようとするものであります。

条例の改正について。

議案第3号美幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定については、災害対策基本法の改正に伴い、文言整理の改正をしようとするものであります。

平成24年度各会計補正予算について、ま

ず、一般会計の主なものとしては、障害者自立支援事業費として2,471万4,000円、重度心身障害者医療費助成事業費として216万7,000円、病院事業会計負担金等として4,387万7,000円、道営土地改良事業費として5,486万1,000円、その他、年度末における事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

次に、特別会計及び事業会計についてであります。国民健康保険特別会計については、高額療養費及び直営診療施設に係る特別調整交付金増額による繰出金の増額のほか、年度末における事務事業の確定等による整理を、介護保険特別会計については、居宅介護サービス給付費及び高額医療合算介護サービス等費の増額のほか、年度末における事務事業の確定による整理を、公共下水道特別会計、個別排水処理特別会計、水道事業会計、病院事業会計については、年度末における事務事業の確定等による整理を行おうとするものであります。

事務の委託に関する規約の制定について。

議案第11号は、津別町の旅券交付申請等に関する事務を本町が受託するための規約を制定しようとするものであります。

条例の制定及び改正等について。

議案第12号美幌町パブリックコメント手続条例の制定については、政策形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、町民の町政参加を促進するためのパブリックコメント手続に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第13号美幌町審議会等の会議の公開に関する条例の制定については、審議会等の会議の公開制度に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第14号美幌町情報公開条例の一部を改正する条例制定について及び議案第15号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、美幌町附属機関に関する条例制定に伴い、文言の整理の改正をしよう

とするものであります。

議案第16号美幌町附属機関に関する条例の制定については、附属機関に関する既存の条例を改廃・統合し、新設の附属機関を含めて管理・運営に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第17号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、美幌町附属機関に関する条例の制定等に伴い、新たに追加される非常勤職員の報酬の改正をしようとするものであります。

議案第18号美幌町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、町内に住所を有する証人等への実費弁償を支給できる改正をしようとするものであります。

議案第19号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等の改正をしようとするものであります。

議案第20号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物の計画の認定に係る事務手数料を追加する改正をしようとするものであります。

議案第21号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の制定については、就労形態の多様化に伴う一次的な保育等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第22号美幌町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第23号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法などの改正に伴い、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の運営基準等を定めようとするものであります。

議案第24号美幌町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第25号美幌町廃棄物処理場条例の一部を改正する条例制定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、技術管理者の基準を定める改正をしようとするものであります。

議案第26号美幌町町民会館条例の一部を改正する条例制定については、管理と運営の一体化により利用者のサービス向上を図るため、教育委員会を所管とするための改正をしようとするものであります。

議案第27号美幌ユースホステル条例を廃止する条例制定については、管理運営を行っていた美幌ユースホステル協会の解散に伴い廃止及び関係条例の改正をしようとするものであります。

議案第28号美幌町鳥獣被害対策実施隊設置条例の制定については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣被害対策実施隊の設置に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第29号美幌町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定については、道路法等の改正に伴い、町道構造の技術的基準等を定めようとするものであります。

議案第30号美幌町移動等円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に伴い、町道の構造基準を定めようとするものであります。

議案第31号美幌町営住宅等整備の基準に関する条例の制定については、公営住宅法等の改正に伴い、公営住宅等の整備基準を定めようとするものであります。

議案第32号美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の制定について

は、都市公園法等の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する基準を定めようとするものであります。

議案第33号美幌町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正に伴い、特定公園施設の設置に関する基準を定めようとするものであります。

議案第34号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定については、下水道法の改正に伴い条文及び文言整理の改正をしようとするものであります。

議案第35号美幌町公共下水道条例の一部を改正する条例制定については、下水道法の改正に伴い公共下水道の構造基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めようとするものであります。

議案第36号美幌町個別排水処理施設設置条例の一部を改正する条例制定については、下水道法の改正に伴い文言整理の改正をしようとするものであります。

議案第37号美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の制定については、水道法等の改正に伴い資格基準等を定めようとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第38号から議案第58号につきましては、美幌町集会室、美幌町農作業準備休憩室、美幌町地域用水広報館の指定期間が満了することから、引き続き各自治会及び美幌町地域用水広報館運営委員会を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、平成25年度各会計予算につきましては、後ほど、平成25年度町政執行方針において、総括的に御説明いたしました後、各議案について逐次御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

○議長（古舘繁夫君） これで、行政報告を

終わります。

#### ◎日程第4 陳情第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第4 陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情についてを議題とします。

この件につきましては、平成24年第8回定例会において、所管の総務文教厚生常任委員会に付託しておりますので、その報告書の決定とその理由以降について、職員に朗読させます。

○事務局次長（荒井紀光子君） 3、決定とその理由。

決定、採択すべきものと決定。

理由、願意適当である。

なお、次のように審査意見を付する。

審査意見。

陳情のあった東町集会室は、3つの自治会（東町自治会、寿自治会、美芳自治会）の住民が使用しており、地域住民の拠点施設として欠かせない位置づけになっている。

当委員会として、3自治会からの聴き取り及び東町集会室の現地視察を行ったが、建物の老朽化が進み、耐震化が図られていない点など、避難所としても機能していないと思われることから、早急な建てかえを行うべきである。

審査の過程で、地域集会施設は地域住民の活動の場として有効活用されているが、集会施設が全くない自治会や施設の老朽化が進んでいるものなど、課題も多く見受けられた。

地域集会施設は、単位自治会ごとの配備が望ましいものの、厳しい財政状況ではコミュニティの場として複数の自治会で利用でき、さらに災害時の避難所として有効活用できる施設整備とすべきである。

同時に、地域集会施設の整備に当たっては、多額の費用を要することから、既存施設の有効活用を初め、最も有効な補助制度の活用により、財政負担を極力抑えながら計画的な整備に取り組むべきである。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

5、美幌町議会会議規則第94条第3項による取り扱い。

(1) 送付先、美幌町長土谷耕治。

(2) 地方自治法第125条の規定による処理でんまつの結果報告を求める。

○議長(古館繁夫君) お諮りします。

本件についての委員長報告は、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古館繁夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから、委員会報告に対する質疑を行います。

11番大原昇さん。

○11番(大原 昇君) まず、委員会に対しまして敬意を表します。

二、三、ちょっとお聞きしたいことがあります。

まず、この老朽化の激しい自治会館、あと、その集会室ですね。これ何カ所くらい、もし審査の過程の中でそういう対象物があつたのか。そしてまた、どのくらいその施設を見てきたのかもちょっとお伺いしたいということでもあります。

また、その過程の中で、例えば水道、あるいは電気などといった基本料金のことも、もし審査の中で、ここにはちょっとずれていましてけれども、そういう話が出たのであればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(古館繁夫君) 大江委員長。

○2番(大江道男君) 2点御質問があつたと思います。

町内に老朽化の激しい自治会館は幾らぐらいあつて、視察等を行つたのかということだつたと思います。

このことにつきましては、行政当局が実態を把握しておりまして、その一覧は提出して

いただきまして、そのことに関する意見交換は行いました。しかし、東町集会室そのものは視察を行いました、その他の自治会館につきましては、調査そのものは行っておりません。書面による状況を確認をしたという内容であります。

建設の状況などから、一定の建てかえが求められているということは十分に把握できたというふうに思っております。

二つ目の水道、電気料金などにつきましても、これも指定管理の状況などから一覧表で調査はしております。大体、共通の積算根拠に基づいて行われているということは承知いたしました。

以上です。

○議長(古館繁夫君) 11番大原昇さん。

○11番(大原 昇君) やはり私もある程度調べた中で、相当老朽化の激しい、あるいは町で持っているのではなくて、その自治会で持っている会館もあります。そこもやはり、その自治会に対して相当の負担がかかりながらの修理、あるいは建てかえも含まれるということであれば、報告書の最後にもありますように、計画的な整備に取り組むということであれば、やはりどこかでそれなりの、文面だけで把握したということでしたから、一番激しい損傷のあるものだとか、ちょっとわからなかつたのかなとは思うのですけれども、それなりにもっと、ちょっと踏み込んで、ほんのちょっとでもいいですから踏み込んで報告をしていただきましたかというように思っています。

以上です。

○議長(古館繁夫君) 大江委員長。

○2番(大江道男君) 御意見はもっともだと思います。

あわせて、この陳情が提出されたのは昨年の暮れということでありまして、東町集会室にかかわって、最終的には2月7日まで時間を要しました。我々の任期そのものは2年交代ということもありまして、さらに調査対象を広げるということについては、委員長の私

としては時間的に無理があるなというような思いがありまして、対象を広げないという方向でこの陳情の取り扱いに絞ったというのが中身ですが、委員の自由な意見交換の中では、町が建てている町内会館、あるいはお話のように自治会そのものが建てている、あるいは個人が建てているというふうなものも混在しているという状況で、それをどう整理すべきかということまでは、まだ意見交換というのですか、方向性を出すには至っていないという状況で、なかなか困難な課題だなというふうに現状では思っております。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） ほかに、お尋ねする方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、委員会報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員会報告は、採択であります。

本陳情は、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、陳情第2号東町集会室の建て替えに関する陳情については、委員会の報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第5 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） それでは、議案の7ページをお開きいただきたいと思ます。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、

承認を求めるということで、次の8ページをお開きいただきたいと思ます。

専決処分書。

町道排雪作業等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年1月10日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の9ページをごらんいただきたいと思ます。

平成24年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平年より積雪量が多く、幹線道路の通行確保、交差点の見通し確保、さらに通学路確保のため排雪に急を要したこと並びに消防署車庫の電動シャッターに動作ふぐあいが生じ、緊急出動に影響があり、修繕に急を要したことによる補正でございます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,553万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億1,269万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、19ページをお開きいただきたいと思ます。

歳出でございますが、土木費の除雪対策事業費の増、自動車等借り上げ料1,437万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、排雪用機械借り上げといたしまして4社から10機種、述べ960.5時間を、それから雪おろし用機械借り上げとして2社から4機種、述べ220.5時間を借り上げるということの増額補正でございます。

次、消防費でございます。広域事務組合負担事業費の増ということで、美幌・津別広域事務組合負担金115万5,000円の増額

でございますが、これにつきましては、消防署にあります車庫の電動シャッターの動作ふぐあいのため、モーター、制御盤、スイッチ類等の開閉器の交換修繕でございます。この部分についての補正をしたところでございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、17ページにお戻り願いたいと思います。

歳入でございますけれども、今回の財源を全て財政調整基金繰入金に求めるものでございます。

なお、これにより、年度末基金残高は8億8,109万4,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第6 承認第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第6 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の21ページをお開きいただきたいと思います。

承認第2号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるとということで、次の22ページ

をお開き願いたいと思います。

専決処分書。

町道除排雪作業等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年1月25日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の23ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、まず、除雪費について、1月26日及び26日に予定をいたしました一斉除雪及び今後の3回分の2月8日から18日に予定をいたしました排雪費用について、1月実施の排雪以降の降雪により、前回の補正同様の理由から急を要したこと。また、峠の湯美幌の暖房設備が故障し、修繕に急を要したことによる補正でございます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,370万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億4,640万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、33ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、まず7款商工費、観光施設維持管理事業費の増ということで、修繕料87万円の増額補正でございます。これにつきましては、峠の湯の暖房設備の熱交換機の故障によります修繕料の増額でございます。

次に、土木費の除雪対策事業費の増ということで、自動車等借上げ料3,283万8,000円の増額補正でございます。1月に排雪を実施しましたが、その後の降雪によりまして1月26日及び28日に一斉除雪を予定

をし、加えてその後の見込みといたしまして3回分の一斉除雪を見込むとともに、2月4日から2月18日に排雪を計画した機械の借り上げ料でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、31ページにお戻り願いたいと思います。

歳入でございますが、今回の財源を全て財政調整基金繰入金に求めるものでございます。なお、これにより、年度末基金残高は8億4,738万6,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今回の大雪で2回の専決をしているのですけれども、これは専決されたことなのですけれども、先般の2日、3日の暴風雪ということがあって、今年度、既定の予算の中でさらなる除排雪経費の追加補正とか、そんなようなことが心配ないのかどうか。もちろんこれから雪のこともありますけれども、先日の2日、3日の雪もかなりの量がありましたので、それらに対するのは既定予算の中で心配なく対応できるのかどうか、その辺がちょっと気になりましたので御質問したいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 専決によります既定予算の中では、先ほど言いましたように3回見ておまして、3日の一斉除雪、この後想定されます雪解けによります一斉除雪等の分を含めても、今のところまた雪が降ったりと、または急変するような天候状況のない限り、このままでいけば間に合うのではないかという見通ししております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

### ◎日程第7 承認第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第7 承認第3号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の35ページをお開きいただきたいと思います。

承認第3号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求めるということで、次の36ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

福祉灯油等助成事業の実施に急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年2月8日。

美幌町長土谷耕治。

記以下につきましては、次の37ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、年末からの灯油の高騰により、福祉灯油等助成事業の実施を検討しておりましたが、補助事業や管内市町村の動向把握がおくれた一方で、価格高騰がおさまらないため、申請手続を簡素化し、対象者全てに一日も早く受給していただくために急を要したことによる補正を行ったところでございます。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ954万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億5,595万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げますので、47ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございます。

総務費の庁用事務費の増、通信運搬費33万2,000円の増額補正でございます。福祉灯油助成申請書の案内及び返信用の郵便料の増額補正でございます。1,841世帯分でございます。

民生費の社会福祉総務費の一般事務費、消耗品9,000円の増額でございますが、申請書返信用封筒の分で1,900枚分でございます。

扶助費の福祉灯油等購入費扶助ということで、920万5,000円の増額でございます。これにつきましては、1世帯当たり定額5,000円の1,841世帯分でございます。対象世帯は高齢者1,243世帯、ひとり親世帯159世帯、障害者を含む世帯199世帯、生活保護世帯249世帯でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、45ページにお戻り願いたいと思っております。

まず、道補助金、社会福祉補助金であります。地域づくり総合交付金60万円の補正でございますが、道の政策補助であります高齢者等の冬の生活支援事業、福祉灯油に係る補助であります。人口1万人以上3万人未満の交付基準額120万円に対する2分の1の補助でございます。

次、繰入金であります。財政調整基金繰入金の増ということで894万6,000円の増額補正でございます。今回の財源調整を財政調整基金繰入金で行うもので、これによりまして年度末基金残高の見込みは8億3,844万円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 専決で今回の福祉灯油の関係、取り組んでいただいて、申請後の支給の手続も速やかにやるという説明を受けております。

それで、直近の申請率というのは、これはできるだけ、なかなか100%にするのは難しいと思っておりますけれども、説明では民生部で、できるだけ申請率を高めたいという取り組みをしたいということの説明でしたので、直近の申請率が何%くらいになっているか、わかればお教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 3月4日現在の福祉灯油の申請状況でございますけれども、対象世帯数1,836件に対し申請者数1,436件で、申請率につきましては78.2%でございます。

今後についても、きょうの定例民生協議会の中でも民生委員さんにもお願いし、さらなる啓発を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） ちょっとお伺いしたいのですが、この対象者のことなのですが、先ほどから述べてられているように高齢者世帯、一人世帯と障害者などなど条件があるのですが、伺いますところによりますと、いわゆる書面でもってダイレクトに行っているところと、それから案内状が来るものと来ないものとの、それを把握できない方々がいらっしゃるしまして、ところが、例えば障害者とか、いろいろ民生委員にかかられている方だとか、お友達関係の中で情報が行き交っている中で、簡単に言えば、どうしても私のところに案内状が来ないのかなどの相談もありまして、よく聞いてまいりますと、3月



1日の広報誌には載っていますね。それから、その前の方法はどうかやってやっていたのかは、ちょっと私はつかめないのですが、その辺も含めて、なるべく皆様に十分知れ渡るようにするべきかなと思っているのですが、部局の手落ちとは考えてはおりません。ただ、いろいろな作業の中で、できるだけ皆さんに周知していただくということは、皆さんに公平にいただいているということにつながるのかなと思います。人から聞くのと広報誌が3月1日に行っても、広報誌が回ってくるまでに1週間ぐらいかかる場所もあるのです。その間にお友達と話しているうちに、おたくにはこういうもの来ましたかと。来ていないのであれば、役場へ行って申請したらどうですかなんて言われても、役場へ行ってあなたは該当しませんと。

それで、伺ってまいりますと、なかなか微妙な方が結構おまして、年齢はだんなさんは65歳を超えているのだけれども、奥さんは50代だと。それから、障害者の手帳を持っているのだけれども、それは3級以下だと、4級、5級であって該当しないということもなかなか理解できていないと。そういうことも含めて、それから所得の関係もクリアできていると。そうすると、本当に理解できていない中で、一つクリアできないために福祉灯油をいただけないということの中で、非常に不安と疑問に感じている方がいらっしゃいますので、その辺ちょっと説明いただければありがたいなと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 今回実施するに当たって、まず前回の19年、20年度のことを踏まえて、いかに啓発をどう進めるかということでございます。

一つは、個人保護法との関係がございまして、非常に難しいことがありますけれども、美幌町といたしましては、今まで新型インフルエンザとかいろいろな部分で、風邪の状況の承諾を本人からもらっております。今回、そういったデータをもとにして、2月1

2日に対象と思われる世帯に全件申請してくださいということで申請をさせていただきます。その後、申請に来ていただいて、あるいは文書でいただいた後、課税台帳、それから住民票を確認する中でその作業を行ってまいります。

周知の対応なのですけれども、一つは先ほど宗像議員おっしゃられたとおり、町の広報に出しました。それと、ホームページも出しました。先ほど御説明申し上げた、きょうの民生協議会の中でも民生委員さんにこの周知を、あと現在400件ぐらいございますので、こういった制度もチラシを配りながら対応していただけるようお願いしたところでございます。

申請に書類が行っていないという方についても、きょうも民生協議会にお話ししましたけれども、地区の老人クラブ連合会とかいろいろな自治会等も含めまして、さらなるそういった啓発について努めていきたいというふうに考えております。

そういうことのないように、今後、残った400件に対しても、できる限り個別に電話等を含めて今後対応していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 10番宗像密瑠さん。

○10番（宗像密瑠君） よくわかりました。

私の知り得る情報の範囲内では御説明申し上げておきました。それでも納得いったような、いかなかったような返事でしたけれども、ああそうですかというような返事でありましたので、おおよそわかっていたのかなというような感触は持っております。

部局において一生懸命やられていることは十分わかりました。さらにそういう問い合わせがあった場合に、親切にひとつおしえてあげていただきたいなと思いますので、今後ともひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 申請手續についても、郵便で返信用の封筒を入れていますが、親切に対応していきたいというふうに考えてございます。

窓口に来られる方も含めて、本当に戸別訪問をしたり親切な対応でやっていきたいという考えでございまして、よろしくお願ひします。

○議長（古館繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

再開を11時15分といたします。

午前11時07分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第8 同意第1号

○議長（古館繁夫君） 日程第8 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員安井敏和氏は、平成25年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方

公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

記。

住所、北海道常呂郡置戸町字北光50番地の133。

氏名、田村昌文さん。

生年月日、昭和23年6月16日であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第9 同意第2号

○議長（古館繁夫君） 日程第9 同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君） 同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町固定資産評価審査委員会委員佐藤俊一氏は、平成25年3月25日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるといふものでございます。

記。

住所、美幌町字高野95番地の5。

氏名、佐藤俊一さん。

生年月日、昭和32年10月6日でございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第2号美幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本件は同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第10 議案第1号

○議長（古舘繁夫君） 日程第10 議案第1号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の50ページをお開き願いたいと思っております。

議案第1号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更について。

美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約を次のように変更しようとするものでございます。

記以下については、議案の参考資料の1ページをお開き願います。

議案第1号関係。

改正目的につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法

律が平成24年6月施行により、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改められることに伴い、津別町、大空町で共同で設置している規約の一部変更について、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

根拠法令等につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律であります。

施行日については、平成25年4月1日であります。

なお、2ページの新旧対照表については掲載のとおりでありますので、御参照願います。

以上、御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第2号

○議長（古舘繁夫君） 日程第11 議案第2号町道路線の変更についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の51ページであります。

議案第2号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定により、町道路線を次のように変更しようとするものであります。

町道路線の変更につきましては、記以下の1路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、町道路線の変更であります。

路線名、町道第869号道路で、変更前、図面では破線で表示しており、黒丸印が起点、道道福住女満別線、日並地域センターから浄水場を通り、町道第883号道路に接し、図面右側に曲がり矢印が終点、町道第871号道路に接続している道路です。

変更後は、実線で表示しております町道第883号道路接続を終点とするものであります。

この路線につきましては、道道東藻琴豊富線と近接し、並列に走っていることから、並列区間の廃止をすることの路線の変更を行うものであります。

3ページへお戻りください。参考資料の3ページでございます。

資料2、町道路線の変更。

変更前、変更後の総延長、実延長、重複延長、最大敷地幅員、最小敷地幅員は記載のとおりであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号町道路線の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第12 議案第3号

○議長（古舘繁夫君） 日程第12 議案第3号美幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の52ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号美幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号関係。

改正目的でありますけれども、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、法律の適用条項の改正によるもので、文言の整理を行おうとするものであります。

根拠法令につきましては災害対策基本法、施行日は公布の日からということでございます。

なお、6ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参考にいただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） 今、この条項の第何条何項が何項に変わったって書いてあるのですけれども、具体的にどういう部分がどう変わったのだけお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 法律が改正をされて、法律の条項の番号が、引用している条項の番号がずれたということで、今回、条例を単に改正するものだけで、中身については変わりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第3号美幌町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第4号

○議長（古舘繁夫君） 日程第13 議案第4号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 議案の53ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第4号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に年度末における執行残等の整理を行うものであります。

平成24年度美幌町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億5,822万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為」で御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」で御説明を申し上げます。

それでは、58ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為補正について御説明を申し上げます。

事項に記載されている、まず、手押しロータリー除雪機購入費の補正でございますが、これは備荒資金組合の車両譲渡事業による車両の更新でありまして、入札執行により74万2,000円を減額をし、限度額を232万6,000円とするものでございます。

次の造林事業用車両購入費につきましては、6月議会において補正させていただきました、同じく、備荒資金組合車両譲渡事業による車両の更新でありまして、入札執行により25万4,000円減額となりまして、限度額を188万円とするものでございます。

次の庁舎オルフィス借り上げ料につきましては、12月議会において補正させていただきました本庁舎の印刷機の更新でありまして、これも入札執行により4,000円減額となりまして、限度額548万3,000円とするものでございます。

一番下になりますが、新規の補正でございます。

畑地帯総合土地改良事業美幌昭美地区分担金、期間につきましては、平成24年度から完了年度までということで、限度額につきましては土地改良法に基づく負担金額ということの補正でございます。この分担金につきま

しては、本年度、24年度計画樹立をし、平成25年度から着手する予定でございましたけれども、今回の国の補正予算によりまして1年前倒しとなりまして、本年度、24年度予算から着手することとなり、昭野、美和、栄森地区における区画整理、暗渠、客土、除れき等の農業基盤整備事業に係る20%の分担金で、期間は平成24年度から完了年度まで、限度額は土地改良法に基づく負担金であります。

次に、59ページをごらんいただきたいと思っております。

第3表の地方債補正について御説明を申し上げます。

起債の目的。まず、水道未普及地域解消事業につきましては、繰り出し基準により建設改良費の3分の1を一般会計から水道事業会計へ出資する財源として、一般会計出資債を発行するもので、規格、仕様変更並びに入札執行によりまして920万円減額となりまして、限度額を6,910万円に補正をしようとするものであります。

次に、農業生産基盤整備事業につきましては、田中地区、豊栄地区における事業内容変更で400万円の減額及び一般分追加により1,730万円の増額並びに今回の国の補正予算により、田中地区、豊栄地区、昭美地区において240万円の増額、合計1,570万円の増額をいたし、限度額を2,210万円とするものでございます。

最後に、除雪トラック等整備事業につきましては、入札執行により380万円を減額し、限度額を1,350万円とするものでございます。

これによりまして、本年度の地方債総額は270万円増額いたしまして、5億6,530万円とするものであります。

それでは、次に75ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出の主なものでございますが、まず、2款総務費の総務管理費の中ほどにあります庁用事務費、通信運搬費22万4,000円の

増額補正でございます。これにつきましては、9月6日、東京都にお住まいの本田忠盛様から御寄附をいただきました寄附の分でございますが、この使い道でございますが、12月に寄贈絵画の額縁代として教育費で予算化をさせていただいたところでございますが、この額縁の運搬料が別途発生をいたしましたことから、今回、教育費から総務費へ予算の組みかえを行う増額分でございます。

そのほかは、年度末における整理でございます。

次に、77ページをお開きください。

企画費の上段側になりますが、1、一般事務費の中の積立金6万2,000円の減額の補正でございます。これにつきましては、11月11日から2月5日の間にいただきました46件のふるさと寄附金39万9,000円をふるさとづくり基金へ積み立てをするとともに、基金の利率減により利子額の減額、46万1,000円の減額を行うものでございます。

以下は、年度末の整理でございます。

次に、79ページをお開きください。

10目の財政調整基金積立金、積立金の減ということと626万7,000円でございます。まず、各基金預金利子の積立金が減額補正となっております。この後、いろいろな科目で積立金の減額が出てきますが、今年度の見積もり合わせの結果によりまして、予算で見込んでおりました利率より下がったものによる減額でございます。

財政調整基金等基金利子の減額分につきましては709万7,000円の減額となっております。

そのほか、今回、補正をさせていただく中に、御寄附の分が3件ございます。これにつきましては、まず12月17日、豊幌にお住まいの鎌田フジ子様から、12月12日にお亡くなりになりました、夫、功様の葬儀に対し、お世話になったということで3万円をいただきました。12月20日、松緑神道大和山美幌支部支部長永澤則次様から、びほ一

るの設備充実のためにということで30万円の御寄附をいただきました。さらに、12月26日、美富にお住まいの田中ケイ様から、1月4日の転出に当たりまして、夫、忠夫様から、生前、町にお世話になり、自分も美幌を離れることになったことから、町のために役立ててほしいと50万円の寄附をいただきました。この3件の御寄附について、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以下につきましては、年度末の整理であります。

次、81ページをお開き願いたいと思います。

下の段になりますが、民生費の社会福祉費、一般事務費の積立金133万4,000円の減額補正であります。これにつきましては、12月20日から12月28日の間、ふるさと寄附金としていただいたもののうち、福祉に役立ててほしいという用途のものにつきましての積立金、これが3件の12万円になります。それから、先ほども言いましたが、利率の実績減により積立金を減額するというので、合わせまして133万4,000円の減額をしようとするものでございます。これによりまして、福祉基金の年度末残高は3億4,692万3,000円となる見込みでございます。

以下は、年度末の整理でございます。

次に、83ページをお開きいただきたいと思っております。

3目の高齢者福祉費の下になりますが、老人保健医療事業費の増ということで、償還金利子及び割引料9万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成23年度分の国庫並びに道費の負担金精算による返還金でございます。

次に、障害福祉費の中ほどになります、障害者自立支援事業費の地域生活支援事業業務委託料142万7,000円の増額補正であります。これにつきましては、日中一時支援サービスの利用時間の増による増額補正でございます。

次に、扶助費の中で、2行目にあります日常生活用具給付費と、その下、介護給付費・訓練等給付費につきまして41万6,000円並びに2,712万円の増額補正でございますが、これにつきましては利用実績による増額補正で、特に介護給付費の生活介護共同生活介護施設入所支援の利用増が主な要因となる増額でございます。

ほかにつきましては、年度末の整理でございます。

次に、85ページをごらんいただきたいと思っております。

一番上段にあります、ひとり親家庭等医療費助成事業費の増ということで、手数料5万3,000円の増額補正でございますが、審査件数増に伴います審査支払い及び事務取扱手数料の増額でございます。

その下、重度心身障害者医療費扶助216万7,000円の増額補正でございます。これにつきましても、受給者の増及び一人当たりの単価増ということで増額補正をしようとするものでございます。

下段のほうになりますが、衛生費の他会計負担事業費の、まず美幌・津別広域事務組合負担金20万6,000円の増額補正であります。これにつきましては灯油の高騰による増額補正でございます。

その下の病院事業会計負担金5,623万5,000円の増額でありますけれども、本年度の決算見込みを立てた中での収支不足分として6,500万円を一般会計が負担することとしたこと及び他の経費の実績減によりましての増額補正でございます。

以下は、年度末の整理でございます。

次に、87ページをお開きください。

中ほどの保健福祉総合センター維持管理事業費、燃料費の増ということで33万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては灯油の高騰による増額補正でございます。

ほかは、年度末の整理でございます。

次、89ページをお開きください。

農業振興費の上段二つ目になりますが、優良農作物確保対策事業費の中の一番上、一般農作物原採種圃設置事業補助金1万9,000円の増額補正であります。これにつきましては、採種圃の作付面積の増によります増額補正でございます。

中程から少し下になりますが、7、戸別所得補償制度推進事業費の経営転換協力金70万円の増額補正でございます。これにつきましては、離農による農地の貸し付け1戸の協力金で、道からの間接補助で、歳入歳出同額の補正でございます。

ほかは、年度末の整理であります。

次、91ページをお開きください。

農地費であります。農地費の道営土地改良事業費の増ということで、まず2行目になります、畑地帯総合土地改良事業美幌田中地区分担金5,187万6,000円の増額補正でございますが、一般分と予備費による追加配分、さらに国の補正予算による追加配分等による増額でございます。

その下の美幌豊栄地区の分担金438万7,000円の増額であります。事業量確定による減額及び一般分と予備費による追加配分、さらに今回の国の補正予算による追加配分によるものでございます。

その下の昭美地区負担金でありますけれども、395万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国庫補助事業に振りかわったことによる減額補正でございます。

その下、昭美地区分担金200万円の増額でございます。これにつきましては、国の補正予算による追加配分がありまして、平成25年度着手予定だったものが1年前倒しとなりまして、平成24年から着手することによる新規予算の計上でございます。

その下、食料供給基盤強化特別対策事業負担金55万6,000円の増額でありますけれども、これは町内居住者が大空町の畑総事業に参加することに伴う新規予算の計上でございます。

次、林業費の二つ目の事業、林業推進事業費、積立金347万8,000円の増額補正でございます。これは、森林整備協定に基づきまして、まず、12月28日、株式会社宮田建設様から13万3,000円の御寄附がありましたこと。1月10日、社会医療法人恵和会様から93万2,615円の御寄附があったこと。2月6日、NPO法人コンベンション札幌ネットワーク様から24万72,555円の御寄附をいただいたことから、あすへの森づくり基金へ積み立てることと、利率の減に伴う利息積立金を減額するというものでございます。この基金の年度末残高の見込みは1,973万9,000円を見込んでおります。

ほかは、年度末の整理でございます。

次、93ページをお開きください。

土木費の中ほどにあります、まず、道路橋梁維持管理事業費の工事請負費、横断管渠布設替補償工事228万6,000円の減額補正でございます。これは道道の工事延長が減ったことにより、予定していた4カ所から1カ所の布設がえとなったものによる減額補正でございます。

次の除雪対策事業費であります。臨時職員賃金、人夫賃等、それから消耗品費の増額につきましては、今回の一斉除雪及び排雪回数がふえたことによる増額補正でございます。

その下の光熱水費の増額39万2,000円につきましては、例年のない降雪量並びに低気温のために、ロードヒーティングの消費電力量がふえたことによる増額補正であります。

その下の修繕料56万9,000円の増額につきましては、手押しの除雪機の老朽化による修繕回数がふえたことによるものでございます。

その下、車両367万5,000円の減額であります。これは除雪トラックの入札執行残によるものでございます。

下の段になりますが、道路新設改良事業の



工事請負費、町道整備工事3,491万7,000円の減額補正であります。これは駒生川関連補償工事の第6号橋落差工建設工事が未執行となったことによる減額補正と、他の工事の入札執行残による整理でございます。6号橋の落差工につきましての予定金額は2,800万円でありましたので、全額を減額するものでございます。

ほかは、年度末の整理でございます。

次、95ページをお開きください。

河川費の維持管理事業費の2行目にあります修繕料332万2,000円の増額補正であります。これは豊岡の普通河川で、のり面崩壊が発見されまして、融雪害が今後予想されることから、凍結期に修繕をしようとするものでございまして、延長38メートル、盛り土368立方メートルを予定しているものでございます。

ほかは、年度末における整理でございます。

次、97ページをお開き願いたいと思います。

住宅費の積立金、上から2行目になります。積立金12万円の増額補正でありますけれども、これは新規入居件数の増による敷金の増による敷金基金への積立金でございます。

下のほうになります。小学校費、学校管理費の、まず光熱水費であります。24万2,000円の増額補正。これにつきましては、例年になく寒さが厳しいことから、電気暖房需要増に伴う電気料の増額でございます。

次、修繕料ですが、美幌小学校と旭小学校の暖房機の部品交換による増額補正でございます。

ほかは、年度末における整理でございます。

次、99ページをお開きください。

中学校費であります。学校管理事業費の燃料費の増151万9,000円ありますが、小学校費と同様に、例年がない寒さか

ら、暖房需要増及び燃料単価の増による増額補正でございます。

そのほかは、年度末における整理でございます。

次、101ページをお開きください。

社会教育費の積立金、上段の一番下になります。積立金1万2,000円の増額補正であります。これにつきましては、御寄附の分と利息の減でございますが、まず、御寄附につきましては、12月25日、北海道コココーラボトリング株式会社様から1万1,120円が御寄附をされましたことと、12月27日、北海道ペプシコーラ販売株式会社から8,943円が御寄附をされまして、芸術文化振興基金へ積み立てることと、利息減に伴い利子積立金を減額するものでございます。

中ほどの博物館運営事業費、原材料費22万4,000円の減額補正でございますが、先ほど総務管理費で御説明いたしました予算の組みかえでございます。

ほかは、年度末の整理でございます。

次、103ページをお開きください。

学校給食センター費でございますが、学校給食運営事業費、光熱水費の52万円の増額補正であります。これは、衛生管理強化の面から、食材洗浄を今までの2回から3回にしたことに伴う水道料の増額補正でございます。

このページ、ほかは年度末における整理でございます。

それでは、次に歳入を御説明いたしますので、議案の65ページにお戻り願いたいと思います。

まず、町税であります。個人町民税の中で、現年度課税分のうち所得割の減ということで499万5,000円の減額補正でございます。これは、主に農業所得の落ち込みによる減額でございます。

その下の滞納繰越分の増ということで517万9,000円の増額補正でございますが、平成23年度分の所得税の修正申告によ

る増額でございます。

その下、法人の現年度課税分の税割の増3,717万6,000円につきましては、予算に対する決算の伸びによる増額補正でございます。

その下、償却資産の増874万3,000円ではありますが、設備投資の増による増額でございます。

その下、町たばこ税の増1,102万7,000円でございます。これは、消費が落ち込むものと見込んでおりましたけれども、ほぼ前年度並みに推移をしたことによる増額補正でございます。

その次の分担金及び負担金、農業費分担金でございますけれども、そのうち2行目にあります田中地区分担金の増、それから豊栄地区分担金の増、それから一番下にあります昭美地区分担金の増、これにつきましては、先ほど説明をいたしておりますけれども、この3地区につきましては歳出で御説明しましたとおり、追加配分あるいは国の補正予算に伴います事業の増ということでの分担金の増でございます。

このページの一番下になりますが、町営住宅使用料の増、220万円の増額補正でございます。これは、主に滞納繰越分の収納増による増額でございます。

ほかは、年度末の整理であります。

次、67ページをお開きいただきたいと思っております。

上段になりますが、国庫負担金の中の社会福祉負担金、2行目にあります介護給付費・訓練等給付費負担金の増1,356万円の増額補正でございますが、これは利用実績に伴う増額でございます。

その下、子ども手当負担金の増225万4,000円につきましては、国、道負担割合の変更による増額でございます。

一段飛びまして、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金の中の子育て支援交付金の減58万円ではありますが、児童数1万人未満の市町村加算が廃止になったことによる減額でござ

います。

中ほどから少し下になりますが、道支出金、社会福祉費負担金の2行目、介護給付費・訓練等給付費負担金の増678万円は、利用実績に伴う増であります。

その下、子ども手当負担金の減、112万7,000円の減額補正ではありますが、国、道負担割合の変更による減額でございます。

1行飛びまして、駒生川関連改修工事負担金の減3,077万8,000円の減額補正でありますけれども、先ほど説明いたしました第6号橋落差工工事未執行による減額及び入札執行残による減額補正でございます。

ほかは、年度末の整理でございます。

次、69ページをごらんいただきたいと思っております。

このページの4行目になります、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の増1,794万円でございますが、歳出で御説明いたしました道営土地改良事業の道補助金の増でございます。

1行飛びまして、戸別所得補償経営安定推進事業補助金の増70万円ではありますが、これにつきましても歳出の農業費の中で御説明しました経営転換協力金の間接補助の分でございます。

このページの下側になりますが、財産売却収入の上段になります一般林売却代金の減443万6,000円の減額補正ではありますが、これは立木素材単価の減並びに売り払い希望業者の不在によります減額補正でございます。

このページ、ほかは年度末の整理であります。

次、71ページをお開きください。

上段になります、寄附金であります。まず、一般寄附金といたしまして83万円の増額補正でございます。先ほど来、御説明いたしました3件ございまして、まずは12月17日、豊幌にお住まいの鎌田フジ子様からの3万円、12月20日、大和山様からの30万円、12月26日、美富にお住まいの田

中ケイ様から50万円分でございます。

その下のふるさと寄附金の増につきましても、先ほど来説明いたしました、11月11日から2月5日までにいただいた49件分のふるさと寄附金の分でございます。

その下、社会教育費寄附金2万1,000円につきましては、12月25日のコココーラボトリング様からの分と12月27日のペプシコーラ販売株式会社様からの分でございます。

その下、林業費寄附金の増でございますが、これも歳出で御説明いたしました森林整備協定に基づきまして、まずは宮田建設様から、それから恵和会様から、それからNPO法人コンベンション札幌ネットワーク様からの御寄附分でございます。

次、繰入金であります。

ふるさとづくり基金繰入金の減766万4,000円であります。各事業への基金充当額整理による減額補正でございますが、年度末のふるさとづくり基金の残高の見込みは9,509万2,000円の見込みでございます。

次の、財政調整基金繰入金の減5,351万4,000円でありますけれども、今回の財源調整を財政調整基金で行おうとするもので、年度末における基金残高は8億8,842万3,000円の見込みでございます。

このページが一番下の行になりますが、雑入の食料供給基盤強化特別対策事業負担金182万6,000円の増額補正でございますが、これは大空町の居住者であります方が、美幌町の畑総事業に参加することによる負担金でありまして、地区は田中、豊栄地区であります。

ほかは、年度末における整理であります。

次、73ページをお開きいただきたいと思います。

町債でありますけれども、町債につきましては「第3表 地方債補正」で御説明いたしましたので、説明は省略させていただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

12番吉住博幸さん。

○12番（吉住博幸君） 聞き漏らしている点があれば、再度御説明いただきたいという趣旨でお聞きしますが、93ページの除雪対策事業費の減という中で、車両367万5,000円ありますね。私の聞き漏らしであればもう一度いただきたいのですが、どういう意味でこの367万5,000円が減額なのかということをお聞きしたい。と申しますのは、補正を組んでまで、専決処分してまで対応をとっている中で、まだ冬期という意味では終わったわけではないものですから、どういう観点でこの車両の367万5,000円が減なのかという、私、聞き漏らしているかもしれないけれども、そういう趣旨でお尋ねしますので、お答え願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 今の車両の部分、トラックの部分の買う部分のあれでして、除雪に係る専決部分の借り上げ料とは違います。入札執行残でございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） まず歳入、複数個あるので、69ページの立木売却収入の減433万6,000円が見込みでマイナスになったという中で、買い取り業者の関係なのですから、今、この立木が余っているのかどうなのか。あと、売れる見込みがあるのかどうかを聞きたい。

続きまして、歳出のほうで83ページ、84ページになりますけれども、障害福祉費のところ、扶助費のところの生活支援事業委託料が142万7,000円の追加ということで、この料金設定がどうなったのかということと、続きまして、介護給付費2,712万円の増、これについては当初の見込みから

何が大きく変わったのかと、85ページ、重身の扶助216万7,000円、これも重ねて、当初から何がどのように変わってきているのか。重ねて、これは次年度予算にも係るので経緯を聞きたいです。

それと91ページ、林業費の林業振興費、負担金補助金の中の森林整備地域活動支援負担金550万円のマイナス。これがどのような経緯で計上したのか、どのように減額になったのか、重ねてお聞きしたい。

以上です。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩します。

再開を1時半といたします。

午後 0時03分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 松浦議員から御質問ありました分についてお答え申し上げますと思います。

議案書の69ページの一般林売払代の減443万6,000円についてでございますけれども、平成24年度当初、計画は18.1ヘクタールを見込んでおりまして、1,279万8,000円ということで予算計上しておりました。5月に11.66ヘクタール分を売り払いいたしました。836万2,000円ということでございます。これ以降、木材市況が悪化したということと、製材業工場が原木の在庫が多いというようなことで、24年度中の残りの分の売り払いについては見合わせたということでございます。

年明けまして、木材市況も少しずつよくなってきたということもございまして、この分で約6ヘクタール分残っておりますけれども、新年度に改めて売り払いを考えたというふうに思っているところであります。

続きまして、91ページの森林整備地域活動支援交付金550万円の。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長、済みませ

ん、一つずつにいたします。

○議長（古舘繁夫君） 6番松浦和浩さん。

○6番（松浦和浩君） よくわかりました。

たまたま切った木材かなと思ったものから。森林認証の関係で、ペレットボイラーだとかチップボイラーだとか、町で使っていると。極端に言ったら、これはいい木なのでなかなか使いにくいのかなと。ただ、今回の冬期間、ボイラーを含めて多くの町民も灯油の関係があったので、こういう部分に一部でも使えなかったのかなだとかというのはあったものですから、この材がもう切ってしまったのかなと思って聞いているのですけれども、どういうふうな状態で売り払いについて、言っては悪いけれども一等木として売り払い可能なのかなと、金額の見込みも大丈夫なのかなと思ったものですから、材そのものが本当に大丈夫なのか、最後にこれだけ。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 先ほども申し上げましたとおり、約6ヘクタール分以上は立木のままで残っておりまして、いい状態で残っております。25年度に改めて売り払いをかけたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（高木恵一君） 大変申しわけございません。

91ページの森林整備地域活動支援交付金についてでございます。550万円の減ということでございますけれども、これは民有林の作業道路等の点検と改良を行う場合について、1ヘクタール4,000円が出る交付金であります。この財源につきましては、国が50%、道が25%、町が25%を負担するものでございます。

24年度当初について、1,800ヘクタール分の予定で見込んでいたところでありまして、24年度に入りまして、この交付金の要領が若干変わりがちで、点検と改良を伴う、要するに道路の砂利を入れたり、火山灰を入れたり水切り、またはトラフを入

れたりということで改良を行った場合について対象になるということになりまして、実績として、当初、1,800ヘクタール分みておりましたけれども、424.76ヘクタールの実績にとどまったということでございます。

以上でございます。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。  
○6番（松浦和浩君） 再度確認したいのですけれども、当初見込みから400に下がったと。何か大きな原因があったのかどうか、翌年以降どうなるのか、お願いします。

○議長（古館繁夫君） 経済部長。  
○経済部長（高木恵一君） 前年までで申し上げますと、点検を行ってれば優先という対象になっていたわけでありましてけれども、24年度当初、事業要綱の中で、点検あわせて改良を行う場合ということになりました。そのために対象面積が大幅に減ったということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。  
○民生部長（馬場博美君） 議案の83ページ、松浦議員から3点ありました。

まず1点目の地域生活支援事業業務委託料142万7,000円の増についてでございます。具体的な中身でございますけれども、一つは、地域生活支援事業の中には、今回、この委託料で組んでいるのは6事業でございます。6事業のうち、例えば相談支援事業だとかコミュニケーション事業、それから移動支援事業については当初予算どおりでございます。大きく変わったのは、先ほど総務部長が説明したとおり、1点は地域活動支援センター業務委託料、これについては当初7名で750万円を計上してございました。1名増に伴いまして、3月分をお支払いするために76万5,000円の増額補正でございます。

2点目の日中一時支援事業委託料、これにつきましては、当初、利用人数25人で867万6,000円の計上してございました。結

果、25名から28名によりまして、3名増によりまして111万2,000円の増額でございます。

もう1点、訪問入浴サービス業務委託料ということで、これについては当初70回で175万円、単価2万5,000円で計上しておりましたけれども、利用実績に伴いまして、52回で△45万円の減、合わせて先ほど申し上げました補正額の142万7,000円の増でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。  
○民生部長（馬場博美君） その2点目でございます。

介護給付費訓練等給付費の2,712万円の増でございます。これも先ほど総務部長が説明したとおり、大きく2点ございます。

一つは、介護給付費の中で生活介護施設通所日中一時で、当初63名が68名になったということに基づきまして1,812万5,000円の増でございます。それと、介護つきグループホーム、これはケアホームですけれども、これも人数が21名から23名にふえたことに伴って190万8,000円の増でございます。

それから、施設入所で重度加算ということで、当初、施設入所が55名おりました。それで重度加算の分が当初8名でみていたのですけれども、実際14名の増によりまして529万6,000円の増でございます。それと、障害者給付費等の中の児童発達支援ということで、当初22名が26名で4名増に伴うもの。それから、放課後等デイサービスで16名の利用の単価が増に伴って、合わせますと2,712万円の増額補正になってございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（古館繁夫君） 6番松浦和浩さん。  
○6番（松浦和浩君） なかなかそういう資料が手元にないものですから、聞くだけで難しいのですけれども、これ、ふえたというのは、たまたま対象予定者の中以外に、それら

の人数の中に対象でないかなと思った人がいたのか、それとも、新たに対象の人がそういう病気になって、もしくはあらわれた、もしくは移転してきたとかとなりましたら、当初の予定のときの見込みが、基準が違ったのかどうかということになりますので、その辺で大きな違いというのはどういうことが原因だったのかだけ、これだけお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 松浦議員おっしゃるとおり、当初においての予算計上に当たっては、過去何年かの状況を見ながら、直近の23年度の予算を見ながら計上したところでございます。

それで今回、今、御質問あったのは、新しく施設に入られた方がもろもろでございます。それと、その中で、先ほど言いましたけれども、特に重度加算分については、今まで軽度だったのが重度加算によって状況が変化したということで、この大きく二つが上げられるかなと思ってございます。

よろしくをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 3点目でございます、85ページの上から二つ目の重度心身障害者医療費助成事業費の増の211万6,000円の増でございます。この当初と見込みの数字でございますけれども、当初は536人で10万9,000円の計上でございます。それが決算見込みまして、人数が543人ということで12名の増。単価についても、10万9,000円が11万566円で1,566円によりまして、両方、単価と利用人数の増によりまして216万7,000円の増であります。

済みません、見込みですね、536人が548人です。それで12名増でございます。失礼いたしました。その結果に基づいて、実績増に伴って216万7,000円の増でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありま

せんか。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 77ページの地域振興事業費の減で、まちづくり活動奨励事業補助金、これはメニューいろいろ町のほうで考えて、新たな助成対象だとかを含めて、いろいろ町民の皆さんに使い勝手をよくしていただいたのに、残念ながら120万円の減ということなのですけれども、ことしの申請されている事業内容の件数だとか内容について主だったものがあれば御紹介いただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） まちづくり活動奨励事業補助金につきましては、当初予算で200万円を見込んでおりましたが、決算見込みでは1件の活用ということで、内容は御承知のとおり豚醤油の事業で、1件80万円の補助金を執行しているという決算見込みになっております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今、総務部長の答弁で、せっかく新しい事業でいろいろな研究開発も含めて、こういう形でできるようになりましたので、いろいろな努力はされているのだと思いますので、ぜひ新年度に向けてもこの補助金をもっと多くの皆さんに活用されるように、いろいろな機会を通じて取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

以上です。特に答弁はいいです。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） これで質疑を終わります。

これから、議案第4号平成24年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第5号

○議長（古館繁夫君） 日程第14 議案第5号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の107ページをお開き願います。

議案第5号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険者高額療養費、保険財政共同安定化事業拠出金、直営診療施設に係る特別調整交付金の増額による繰出金の増額及び年度末における事業の確定によるものの補正であります。

平成24年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,270万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億6,325万8,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

118ページ、119ページをお開き願います。

3、歳出について御説明をいたします。

119ページの一番上の事務費の印刷製本費2万5,000円の増につきましては、70歳から74歳の高額受給者に係る一部負担金が20年4月1日以降、1割から2割に引き上げておりましたけれども、今までは軽減措置によって1割となっておりましたけれども、今回、1割で25年1月の厚生労働省の通知により、25年度においても軽減措置の

継続が決まったことに伴って、高齢者受給者証の印刷でございます。1,250枚であります。

その下、一般被保険者高額療養費600万円の増につきましては、高額な治療に係るレセプト、がん患者等の増額及び受診件数の増により補正するものでございます。

そのほかについては、年度末における事務事業の確定によるものでございます。

121ページをお開き願いたいと思います。

一番下の直営診療施設勘定繰出金1,234万1,000円の増につきましては、国保病院が行う保険事業分349万6,000円、医師確保支援事業分として49万円、休日夜間緊急患者受入体制支援事業として259万1,000円、施設整備のマンモグラフィ、電気メス、自動血球計数装置、合わせて1,023万7,000円、透析監視装置の医療機器分として1,023万3,000円、国費、道費合わせて特別調整交付金による増額でございます。

そのほかにつきましては、年度末における事務事業の確定による補正でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

114ページ、115ページをお開き願います。

115ページの上から4行目の特別調整交付金1,310万2,000円の増につきましては、先ほど歳出で説明した直営の診療施設勘定繰出金のうち、保険事業分、医療確保支援分、休日夜間緊急等受入体制の支援分と施設整備の医療機器分でございます。

その下、四つ下の特別調整交付金341万円の増につきましても、先ほど歳出で御説明申し上げました医療施設整備の医療機器分から道からの財政交付金として交付される金額の増でございます。

そのほかについては、歳出の補正に伴う年度末事務事業の確定でございます。

117ページをお開き願います。

国民健康保険基金繰入金 704万6,000円の減につきましては、今回の補正により繰入金を減額するものでございます。なお、今回の補正による24年度末基金残高見込みにつきましては、3億4,354万3,000円の見込みでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第5号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第6号

○議長（古館繁夫君） 日程第15 議案第6号平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の123ページをお開き願います。

議案第6号平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、居宅介護サービス給付費の増額及び年度末事務事業の確定による補正でございます。

平成24年度の美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ729万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億7,062万9,000円とするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

134、135ページをお開き願います。

3、歳出について御説明申し上げます。

135ページの上から2段目の居宅介護サービス給付費の4,774万8,000円の増につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、短期入所療養介護の施設による利用人数の増により増額するものでございます。

その下の施設介護サービス給付費3,591万8,000円の減額につきましては、介護老人福祉施設緑の苑、介護老人保健福祉施設アメニティ美幌の利用人数の減によるものでございます。

そのほかにつきましては、年度末における事務事業の確定の補正でございます。

137ページをお開き願います。

一番上の高額医療合算介護サービス費の174万7,000円の増につきましては、今回、24年度で対象になるのが、平成23年8月分から平成24年7月分までの診療に係る高額介護合算療養費であります。当初150人から322名となつて、172名の増による補正でございます。

そのほかにつきましては、年度末事業における事務事業の確定であります。

139ページをお開き願います。

一番下の償還金利子及び割引料32万6,000円の増につきましては、平成20年4月から介護報酬改定に伴う介護保険電算システムプログラムによる改修委託料369万6,000円が見積もり合わせの結果により304万5,000円により65万1,000円になりまして、補助金が2分の1の精算でございます。全額補助金の対応でございます。

そのほかについては、年度末における事務



事業の確定の補正であります。

歳出は以上でございます。

歳入について御説明申し上げます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号平成24年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第7号

○議長（古舘繁夫君） 日程第16 議案第7号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の141ページをお開きください。

議案第7号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残の整理を行おうとするものであります。

平成24年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,752万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億

3,452万円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」で御説明いたしますので、144ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額3,110万円を公共汚水ます設置箇所数の減及び道道北見端野美幌線污水管施設工事の一部中止区間による工事延長の減により1,640万円を減額して、限度額を1,470万円とするものであります。

次に、150、151ページをお開きください。

3、歳出。

1款1項1目の一般事務費であります。その他の手当の増額、使用料収納事務委託料、水道事業会計負担金は、人事異動に伴います人件費組みかえによる対象経費の減額によるものであります。

貸付金、新規予定2件が実績ゼロとなりましたものの減額であります。

以下、実績及び執行残による減額補正であります。

148、149ページにお戻りください。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号平成24年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第8号

○議長（古舘繁夫君） 日程第17 議案第8号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の155ページをお開きください。

議案第8号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

平成24年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,034万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,654万7,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、「第2表 地方債の補正」で御説明いたしますので、158ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。

起債の目的であります個別排水処理施設整備事業でありまして、当初、浄化槽設置件数を10件、限度額2,540万円を計上しておりましたが、実績で7件となりましたので、840万円減額して限度額1,700万円とするものであります。

次に、164、165ページをお開きくだ

さい。

3、歳出。

1款1項1目の一般管理費の中の貸付金は、新規貸付実績がなかったことによる減額であります。

以下、入札執行による減及び浄化槽設置件数減による減額補正であります。

162、163ページへお戻りください。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第9号

○議長（古舘繁夫君） 日程第18 議案第9号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の167ページであります。

議案第9号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定による執行残の整理を行おうとするものであります。

総則。

第1条、平成24年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条、平成24年度美幌町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数、年間総給水量、1日平均給水量は使用件数及び使用料の増、それから主要事業は執行残及び事業確定による減額で、記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、次のページにあります資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

169ページをお開きください。

企業債の補正。

第5条、起債の目的にあります水道管路整備事業ですが、補償工事の予定路線の変更による減で、補正後の限度額を1,080万円減額し、2,960万円とするものであります。

その下、水道施設整備事業、補正後の限度額を入札執行残により170万円減額し、限度額を2,000万円とするものであります。

その下、水道未普及地域解消事業、補正後の限度額を補助事業確定により1,150万円減額し、2,520万円とするものであります。

その下、量水器収納筐設置事業、入札執行残及び実施箇所数、当初700カ所を予定しておりましたが、確定632カ所により補正後の限度額を690万円減額し、4,350万円とするものであります。

合計を3,090万円減額し、1億1,830万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、第6条及び、たな卸資産購入限度額の補正、第7条につきましては、記載のとおりであります。

170、171ページをお開きください。  
補正予算実施計画書及び説明書。

収益的収入及び支出の収入であります。

1款1目の給水収益1,300万円の増であります。今年度1月末までの使用料実績がふえていることから増額補正をするものであります。

以下につきましては、実績及び見込みによるものです。

次に、170、173ページ、収益的収入の収入及び支出であります。

浄水場乾燥汚泥収集運搬委託料は処理実績の減、その下、汚泥処理手数料から浄水場運転管理業務派遣費までは入札執行残及び棟数量確定による減。その下のその他手当7万円の増は、配水管漏水事故による給水作業等対応の時間外手当の増であります。

以下、消費税までの減額は、入札執行残及び事業確定の補正であります。

次に、174、175ページ、資本的収入及び支出の収入であります。

中ほど、3項の簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金400万円の増額であります。豊幌地区加入戸数、当初13戸が15戸になりました。その増額補正であります。

その他につきましては、入札執行残及び事業量確定による補正であります。

次に、176、177ページであります。

資本的収入及び支出の支出であります。

1款1項建設改良費、工事請負費は入札執行残、補償工事対象路線変更による減、補助事業費の確定の減による減額補正であります。その他も同じく、入札執行及び事業確定による事業確定による減額補正であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひします。

○議長（古館繁夫君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号平成24年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第19 議案第10号

○議長（古舘繁夫君） 日程第19 議案第10号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） それでは、議案185ページをお開き願います。

議案第10号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における執行見込みによる予算の整理と資本的収支の不足額を内部留保資金に求めた場合に、内部留保資金が減少し、病院事業会計の資金繰りに支障をきたすため、従来の3,000万円の不採算繰入金に加え、3,500万円の合計6,500万円を不採算繰入金として補正するものであります。

なお、今回の補正により、収益的資本的収支における町からの繰入金総額は3億5,475万9,000円であり、交付税措置額2億7,431万8,000円を除く町負担額は8,444万1,000円となる見込みであります。

第1条、平成24年度美幌町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務予定量、第3条の収益的収支の補正額につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正を行うものであります。

内容については、実施計画及び説明書で御説明申し上げます。

次に、186ページをお開き願います。

第4条、資本的収支の補正につきましては、資本的収支の不足額を3,571万2,000円に改め、過年度分留保資金で補う補正を行うものであります。

内容については、記載のとおりであります。

第5条、企業債の補正については、執行額確定による限度額の補正を、第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費、第7条、他会計からの補助金の補正についても、記載のとおり執行見込みを踏まえた補正であります。

内容については、実施計画説明書で御説明申し上げます。

次に、189ページをお開き願います。

医業収益の補正についてであります。

入院外来収益の減額補正は、当初予算で2名の医師増加による入院、外来収益の増加を見込んでおりましたが、1名の採用となったことから決算見込みを踏まえた減額補正を行うものであります。

その他、医業収益の一般会計負担金のうち、小児救急に要する経費の減額補正は、交付税措置額の減少による相当額の減額補正を、そのほかは決算見込みによる補正をそれぞれ行うものであります。

次に、191ページをお開き願います。

医業外収益の国保会計補助金については、病院が実施した健康管理事業、インターネットによる医師確保対策経費、休日、夜間における代替医師の賃金などが国保調整交付金の補助採択となったため、それぞれ増額補正を。一般会計負担金のうち、不採算地区病院に要する経費6,500万円は不採算繰入金として増額補正を行うものであります。そのほかは、執行見込みによる補正であります。

次に、193ページをお開き願います。

収益的支出の補正についてであります。

給与から燃料費まで、いずれも執行見込み

を踏まえた補正を行うものであります。

次に、195ページをお開き願います。

修繕費から一時借入金利息まで、いずれも執行見込みを踏まえた補正であります。

次に、197ページをお開き願います。

資本的収入の補正についてであります。

国保会計補助金については、購入した電気メス、自動血液測定装置の医療機器購入につき、国保特別調整金の補助採択となったため増額補正を、企業債の補正は執行額の確定による減額補正を行うものであります。

次に、199ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。機械及び備品購入費は、額の確定による減額補正を行うものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） これから、質疑を行います。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 1点お伺いしたいと思えます。

185ページの1日平均患者の利用数がマイナス10人になっているのですけれど、それにあわせて利用率も66%というお話だったかなというふうに思うのですけれど、原因としてはどんなことが考えられるのか、もしお聞かせいただければ点がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 坂田議員の御質問にお答えをします。

入院については、入院患者さんが激減しているという状況にあります。ただ、これはいかにせん入院対応の疾患がないというような状況があつて、なかなかふえる要因というのが出てこないのではないかなというふうに思われます。

それと、外来患者についても、患者数については年々減少している傾向にあります。これは、やはり薬の長期投与というものが定着してきているのではなかろうかと思われま

す。

当病院のほうでは、最大3カ月の長期投与を行っていただきますので、したがって患者数は減ってきているという状況になります。ただし、入院、外来とも1人当たりの単価については、やはりいろいろな施設基準をとってきておりますので、単価はアップしている状況にあります。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 状況としてはよくわかりました。一期一会にも書かれているように、先生方もかなり努力されているのかなというところはお認めしたいなというふうに思います。ただ、入院患者が激減しているというのには、まだPR不足もあるのではないかなというふうに思うところもあるのですけれど、その点については余りPRということはできない状況なのではないでしょうか。そこら辺のところをお聞かせいただければ。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） なかなか入院を公的な病院で、要するに入院をふやすのにいろいろな手当をしていくというのはいかななものかなと思つています。いわゆる整形だとか、新しい眼科だとか、そういう常勤化によってふえる患者さんも出てきますので、現状では現診療科の中では、やはり70名ぐらいが限度ではないかなと、利用率がですね、平均入院患者数が、そういう状況だと思つております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号平成24年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の

方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古館繁夫君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

再開を、14時20分といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎日程第20 議案第11号から

#### 日程第75 議案第66号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第20 議案第11号美幌町と津別町の旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてから、日程第75 議案第66号平成25年度美幌町病院事業会計予算についてまでの56件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題とします。

これから、平成25年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 本日ここに、平成25年度一般会計ほか特別会計及び事業会計予算並びにこれらに関連する議案の御審議をいただき平成25年第1回美幌町議会定例会に当たり、町政運営の基本的な考え方と主な施策の考え方について申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

私は、一昨年5月、町政2期目の重責を担うに当たり、所信表明で申し上げましたように、町民の皆様と向かい合い、話し合い、多くの力を結集して、「すべては話し合うことーそして前へ」からを基本に、将来に希望や夢の灯りがともる「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」の実現を目指すとともに、将来に大きな発展の可能性と潜在的な力を秘めた「びほろ」のあすへの発展のために、「5つ

の約束」をいたしました。

2期目後半のスタートのときに当たり、第1に、地域基幹産業の振興と町内企業を応援、資源を生かし「びほろ」の活性化を図ること。

第2に、地域医療の充実を図ること。

第3に、健康づくりの推進と介護、福祉の充実を図ること。

第4に、自治会、ボランティア団体、NPOなどの地域活動を応援し、地域力の結集を図ること。

第5に、安心安全で「住んでいいなあ」と実感できるまちづくりを目指すこと。

以上の「5つの約束」と38の主な事業の推進と実現に向け、全力を傾注して取り組むことを、改めて決意をしているところであります。

東日本大震災から早2年が過ぎようとしています。被災地では、悲しみの中にも明るい未来に向け着実に復興の歩みが続けられていますが、いまだ道遠き状況にあり、一日も早い復興を願うところであります。一方で、原発事故を踏まえたエネルギー政策の基本的な方向性が見えない状況でもあります。

美幌町の行く末を展望するとき、少子高齢、人口減少社会を迎え、一方では地方分権が今後確実に、さらに加速されると予想されており、これらを含めさまざまな課題に真正面から向き合い、乗り越え、長生きを楽しめるまちづくりや、将来を担う子供たちに夢と希望を持つことができるまちづくりを進めていくために、皆様とともに挑戦していく所存であります。

町政運営の基本的な考え方。

まず、新年度における町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

我が国は本格的な人口減少社会へ移行し、国内市場の縮小や労働人口の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加など、これまでの人口増加や右肩上がりの経済成長を前提としたさまざまな仕組みと決別し、抜本的な見直しが必要となっております。

また、慢性的な円高、デフレの影響や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷や公共事業の減少など、経済情勢も依然として厳しい状況の中で、昨年12月に安倍新政権が発足いたしました。2013年度予算案の注目点の一つが、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略を組み合わせた「アベノミクスの3本の矢」の行方であり、今回の国の予算案は2012年度補正予算案と一体的とする「15カ月予算」と位置づけ、特に公共事業費は4年ぶりに増額となり、「コンクリートから人へ」を掲げた民主党政権が公共事業費を3年間減額し続けたのとは全く対照的な政策であります。

これらを背景に、新政権発足以降、円安・株高が急速に進み、2月6日には日経最終株価がリーマンショック後の最高値を更新し、企業や投資家などに活気が見え始めた日本経済であります。恩恵を受けているのは製造業を中心とした大企業でしかない状況であり、日本経済全体を牽引するかについては、今後の推移を十分に注視しなければなりません。

一方で、円安に伴う価格の高騰や、さらに環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）といった地域の将来や存続すらを左右する大きな課題もあり、大いなる期待の一方で、社会全体が先行きの見えない不安感に包まれている状況にもあります。

このような情勢の中で、持続的に町が発展していくためには、厳しい状況をどのように乗り越えていくかということを町民の皆様と一緒に考えていく必要があります。

「小さくてもキラリ夢輝くまちづくり」を進めていくために、この直面する困難な状況や政権交代を、成長するための機会として捉え、知恵と力を出し合い、自治基本条例の理念に沿った新しい美幌町の創造につなげていきたいと考えております。

施策の基本的な考え方について。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

平成25年度は、総合計画後期実行計画の3年目、第2次財政運営計画～「未来への責任を果たすために、強い財政基盤の確立を目指して」～のスタートの年となります。

第5期総合計画は残すところあと3年となり、この3年間を仕上げの年として、計画の実行に向けて全力で取り組んでまいります。

また、第2次財政運営計画では、自治基本条例に規定している「情報の共有と町民参加を進め、町民主権による自治の確立」の実演を目指すため、将来に目線を据えるとともに、現在の難局を乗り越えるため今後10年間の計画を策定したところであります。今後は、この計画の着実な実行により、住民サービスの維持・向上に努めながら、過去の経験を生かし、将来世代へ過度の負担を残さない、未来に責任を持った持続可能な財政運営に努めてまいります。

厳しい財政状況ではありますが、直面しているさまざまな課題の解決に向け、産業支援など地域経済活性化対策のほか、地域医療充実対策、防災・減災対策、子育て支援の充実、高齢者の見守りや健康づくりの充実強化、次世代エネルギー対策、教育環境の改善、公共施設の長寿命化などに特に力を入れて取り組みます。

次に、六つの柱に基づき、施策の考え方を申し上げます。

元気で働き、豊かなまちづくりについて。

「まちづくりの基本は、そこに住む人たちが心身ともに元気であることです。年齢を問わず、一人ひとりが健康を高めていくとともに、さまざまな産業を振興することにより、人もまちも元気なまちづくりをめざします。」

保健・医療につきましては、特定健診・がん検診などのさらなる自己負担軽減策を講じ、受診勧奨を促すほか、新たに高齢者の肺炎の中で最も多い原因とされる「肺炎球菌」のワクチン接種助成事業を始めるなど、町民の健康づくりを引き続き進めてまいります。

また、国保病院の医師確保、医療機器の更

新を引き続き行い、診療体制の充実と経営環境の改善に努めてまいるとともに、医療従事者の人材確保が厳しい状況にあることに鑑み、地域医療の充実のため、新たに医療従事者就業支援補助制度を設け、町内医療機関等における医療従事者の確保を図ってまいります。

さらには、三次医療を担う北見赤十字病院の改築に伴い、救急医療や重症患者に対する高度医療確保のための運営費の一部を3年間負担してまいります。

農林畜産業につきましては、TPP交渉参加が国の将来を左右する大きな問題として取り上げられ、我が国の農業とコスト面で大きな格差がある関係諸国との交渉は、我が国の主張が理解されるか否かは非常に厳しいものになると考えられております。

自民党政権は、衆院選公約で「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP交渉参加に反対する」と明記しましたが、党内でも賛否が分かれ態度が不明確であることから、地域の各界各層を結集し、オールびほろの態勢で交渉参加阻止を断固訴えてまいります。

農業基盤整備は前年度に比べ大幅に上積みされ、15カ月予算としては、民主党政権に交代する前の規模が見込まれ、本町においても畑総事業を中心におくれを取り戻せる見込みであります。

本町の主要作物であるてん菜は、近年の作況が好ましくないこと、労働環境が厳しいことなどから、作付意欲の減退と他の作物への転換が進んでいることから、作付面積の減少は地域経済に大きく影響を与える製糖工場の安定的な操業に大きな支障となるため、引き続き作付奨励事業を行うことに加え、労働力確保対策事業を新たに実施してまいります。

肉用牛振興策として優良種雌牛の導入補助を強化するとともに、酪農振興策では後継牛確保のため、性判別凍結精液補助を新たに実施してまいります。

林業振興策では、FSC森林認証材の利用促進を図る町産材活用促進事業及び木質ペ

レットストーブ購入事業を継続実施してまいります。

季節労働者の生活安定を図るため、離職時期の雇用対策事業を継続実施してまいりますとともに、厳しい雇用情勢を踏まえ、国の緊急雇用創造推進事業を活用し、二つの新規事業を実施する中で、通年雇用の創出を図ってまいります。

商店街活性化につきましては、平成22年度から実施しております「スマッピーカードチャージ事業」が、町内での消費拡大に大きな効果を上げていることから、新年度においては、さらに子育て世代を中心として若者に地元消費を促すための拡大を行い、事業の充実を図ります。

観光については、ユースホステルの管理運営を美幌ユースホステル協会に指定管理によりお願いをしておりましたが、当協会が平成24年度末をもって解散することとなったことに伴い、新年度から施設の有効利活用に向け、新たな用途について検討してまいります。

たがいに助け合い、温かなまちづくりについで。

「美幌町で生活していくうえで、家庭や地域の中での支え合いは大切です。少子高齢化、核家族化の進むなか、快適さとともに温かさが美幌町に求められているなか、子育てや福祉、地域活動などでこれからも、相互に支えあえるまちづくりを進めます。」

美幌町は自治行政がスタートし125年を積み重ねてきました。その開拓からの歴史の中に、先人が築き上げた町民協働の原点を見ることができます。

時代が移り変わる中で、近年、家庭や地域の人々の関係が希薄化し、互いに助け合う心と心のつながりも弱くなってきていると言われております。

こうした環境の中、誰もが住みよい地域社会をつくるためには、町民の皆様と行政が手を携え、皆様の知恵や経験、行動力など、それぞれの個性や能力を生かしながらまちづく



りを進めていく必要があると考えております。

日ごろから多くの町民の皆様が、子どもの登下校での見守りや環境美化など、人の心を思う温かい気持ちで意欲を持って積極的に関わっていただいている姿を目にするたび、大変心強く温かいものを感じているところであります。

町民の皆様の自主的な取り組みの輪を広げるため、私も活動の場に直接お伺いし対話を進めるなど、これまで以上に情報発信や相互理解に努め、自治基本条例の理念に掲げる協働のまちづくりを推進してまいります。

また、東日本大震災を機に、家族のきずなや地域のつながりの大切さが見直されてきております。

私は昨年、被災地に赴き、現地の惨状を目の当たりにしたとき、自然災害の恐ろしさや防災の難しさ、そして人間の強さ、もろさを改めて知らされました。災害が起きたときに一人でも多くの命を救い、被害を最小限に抑えるためには、日ごろから「自助」「共助」「公助」の三つの視点で災害に取り組むことの重要性を再認識したところであります。

このたびの震災から得た教訓をしっかり踏まえ、減災の視点に立って、自主防災組織や人づくりなどに力を入れ、災害に強い安全安心なまちづくりを進めてまいります。

かつては、隣近所が世代を超えて支え合い、助け合う「顔の見える」関係を地域のあちらこちらで見ることができました。私たちは、いま一度、この大切さを一人ひとりがみずから問いかけていかなければならないと考えております。

地域と行政の連携は不可欠であり、地域に密着したきめ細かな自治会活動の育成助長を図るとともに、自治基本条例に基づき、町民主体、情報共有、参加、協働の四つの基本原則を柱に、「まち育講座」「まち育出前講座」の開催や「まち育新聞」の発行などに加え、「地域サポーター制度」「町長の車座トーク」をさらに活用し、町民が主役のまち

づくりを推進してまいります。

きまわりを守り、明るいまちづくりについて。

「安全安心は日々の生活のなかで重要な要素であり、それらをみんなで認識し、高めていくことが大切です。これからも、地域防災対策を進めていくとともに、交通事故や犯罪などを未然に防ぐまちづくりを進めます。」

交通安全運動につきましては、交通安全教室や自転車教室を開催するとともに、交通安全指導員及び高齢者ボランティア交通安全指導員の方々による通学路や交差点の交通安全指導、さらには、多くの町民の方々の協力を得て実施します「おはようコール旗の波運動」など、町民の皆様とともに一丸となって取り組んでまいります。

懸案事項でありました、消防救急無線のデジタル化が、全道でもいち早く新年度から共用できる運びとなり、平成21年度の通信指令施設の更新に続き、通信網の整備により消防救急体制の充実強化を図ったところであります。

消費者保護につきましては、年々巧妙な手口で悪質化する契約トラブルに対し、未然防止及び被害拡大防止に重点を置き、消費者協会との連携により相談体制の強化を図るとともに、情報提供を積極的に行い、町民の皆様が被害に遭わないよう防止に努めてまいります。

今後の防災・減災対策は、平成24年度に見直しを行っております地域防災計画に基づき実施していくこととしておりますが、防災意識の啓発の取り組むこと、また、避難所の耐震化につきましては、年次的に実施していくとともに、備蓄品につきましても、防災計画を基本に管内で協議会を設置し検討を行っているところであり、本格整備はこれらを見据えて整備を考えておりますが、可能なものから年次的に整備を図ってまいります。さらに、東日本大震災復興支援として、職員派遣につきましては、昨年度に続き新年度も1名派遣する考えであります。

昨年12月に新政権が発足し、「防衛大綱」の見直し、「中期防衛計画」の凍結が閣議決定され、防衛予算も11年ぶりに増額となりました。西方における対中国・韓国との島嶼問題で海上・航空の守りに重点を置くことが示されました。今後、自衛隊組織の見直しによる部隊の統廃合などが行われた場合には、「第6普通科連隊・第101特科大隊」が駐屯する陸上自衛隊美幌駐屯部隊に影響を与えかねないものと危惧しており、北の守りがあっての国の守りがあることを共通認識し、道東地域住民の安全安心を確保するため、協力諸団体一丸となって駐屯部隊の充実整備に向けた活動を展開してまいります。

環境を整え、美しいまちづくりについて。

「豊かな自然は美幌町民の誇りであり、次代へと引き継いでいかなければなりません。一方、より快適で便利な生活環境の整備がもとめられるなか、環境と生活基盤の共生をまち全体で考え、取り組んでいくことが必要です。環境負荷や生態系に配慮しながら生活基盤を整備し、自然の美しさと生活環境の快適さ、便利さを兼ね備えたまちづくりを目指します。」

森林・林産業の持続的な発展を図るとともに、地域全体の活性化を推進するため、町内の環境に配慮し、適切に管理された森林から産出されたFSC森林認証材の利用を促進するとともに、化石燃料の代替によるCO<sub>2</sub>排出削減及び森林による吸収量増大などの地域循環システムの構築に向け、木質ペレットストーブの導入及び太陽エネルギーを利用した住宅用発電システムの普及促進を図ってまいります。

従来から良好な衛生環境づくりで要望のあった農村地区一般ごみの収集回数につきましては、月1回から月2回に拡大を図ります。

本町の公共下水道につきましては、昭和48年から全道市町村に先駆けて着手しました。年数の経過とともに終末処理場及び管渠等の施設の老朽化が進んでいることに伴い、

「公共下水道長寿命化計画」に基づき補助事業を活用し、年次的な整備をすることとし、新年度に置いては設備更新の実施設計を着手いたします。

平成23年度から実施してきました住宅リフォーム促進事業は、町民の方から大変好評であり、また、地域経済活性化への効果も大きいことから、前年度実績ベースの予算枠を確保したところであります。

町道整備につきましては、町道4路線の整備を行うほか、町道2号の歩道整備を継続して行い、歩行者の安全確保に努めます。

美幌町内の公共交通について、平成21年度から平成23年度までの実証運行及び住民アンケートを経て、昨年度の乗り合いタクシーの運行に加え、本年度より実証運行の検証を踏まえ、効果的・効率的な混乗型スクールバスの運行を実施してまいります。

除排雪につきましては、直営と委託により早期の生活路線を図るとともに、農村地区におきましては、地元の除雪部会の御協力により、集乳路線及びバス路線を中心とした除雪を実施し、早期の生活路線確保を図ってまいります。また、間口除雪（置き雪対策）につきましても、継続して実施してまいりますとともに、高齢社会における除雪のあり方について、地域の声をいただきながら進めてまいります。

文化を高め、しあわせなまちづくりについて。

「美幌町には豊かな自然以外にも、長年培われた歴史や地域の特性を生かした美幌ならではの文化があります。これは美幌らしさや美幌の良さを語る上で重要なものであり、これからもみんなで共有していくことが大切です。文化やスポーツ、教育の場を通じて、心身の健康や知識・学寮の向上とともに、「美幌文化」をより高めていくまちづくりを進めます。」

昨年8月、文化活動の拠点施設として町民待望の「びほーる」がオープンし、舞台、音響、照明を初めとする施設設備の充実や利用

しやすい料金体験などから、高い評価を得ており、利用率も非常に高く、数カ月先まで予約が入っている喜ばしい状況にあります。

オープン以来、びほ一るの施設管理は総務部、運営は教育委員会が所管してまいりました、施設の機能を十分に生かし、文化振興につなげていくためには、施設の管理と運営を一体化した組織に再編することが望ましいとの判断から、新年度より町民会館の所管を教育委員会に移管することといたし、住民の皆様へのサービス向上につなげてまいります。

スポーツ振興につきましては、ビホロ100キロメートルデュアスロン大会がことしで27回目を迎えることとなり、スポーツイベントとして全国的に知名度が上がっております。新年度も、各地から約300名の選手を迎え、スポーツの振興と町民との交流を図ってまいります。

学校教育につきましては、小学校の35人学級を推進するため、期限つき教員の配置増を図ります。また、小学校及び中学校に特別支援介助員を増員し、特別支援教育の充実に取り組み、子ども発達支援センター、保育園、小学校及び中学校の連携により、子どもの発達段階に応じた支援の充実を図ってまいります。

福豊小学校は、明治45年4月25日に開校されて以来、新年度に101周年を迎え、これまで数多くの有為の人材を育ててきましたが、少子化や農家戸数の減少に伴い児童数の減少が続き、平成25年度末をもって統合することが決定し、去る2月8日、地域と教育委員会において統合に関する覚書が交わされたところであり、今後、統合が円滑が行われるよう努めてまいります。

創意と工夫を生かし、誇れるまちづくりについて。

「まちづくりへの課題が山積している今日、行財政を推進する役場はもとより、美幌で生活している人たちすべてに、創意と工夫がもとめられています。まちづくりに関するさまざまな情報を共有しながら、町民と行政

の連携を深め、一人ひとりの知恵や行動力が反映されるまちづくりを進めます。」

自治基本条例の原則であります町民参加の方法はさまざまですが、まちづくりの主体は町民の皆様であり、地域社会や町政に積極的に参加して、初めて美幌のまちづくりができるものと明記しております。情報共有と町民参加により、町民、議会、行政での話し合いが最も大切であると考えており、町民の皆様との話し合う場を積極的に設けてまいります。

財政の運営につきましては、平成25年度国の地方財政への対応は、歳出を通常収支分と東日本大震災分に区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づいて定める中期財政フレームに沿って社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含めて計上されております。地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額は、地方交付税が減額となる一方で、地方税の伸び等から平成24年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本として対応するとされたところであります。

こうした方針から、財源の充実を図るため地方交付税総額について、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」は平成24年度と同額を確保するとともに、平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費約8,500億円を削減、この削減に見合った事業費として特別枠を設け、全国防災事業費、緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり事業費で約8,500億円の地方財政措置を講じることとされ、地方交付税総額は1兆7兆624億円となり、給与費削減に伴い6年ぶりに前年度を下回り、前年度に対して3,921億円、2.2%減となったところであります。

このような状況の中、平成24年11月に策定しました「美幌町10年間の財政試算」では、平成25年度から平成34年度までの10年間で21億円を超える収支不足が生じ

る推計結果となったことを踏まえ、「第2次美幌町財政運営計画」～未来への責任を果たすために強い財政基盤の確立を目指して～を策定し、将来像を見据え予算編成に臨んだ結果、平成25年度の予算規模は、一般会計で94億1,831万6,000円となったところであります。

今後、多額の費用を要する緑の苑移転改築補助、町立病院医療機器更新及び不採算費用繰り出し、北見赤十字病院改築に伴う運営費負担、農業基盤整備事業、パークゴルフ場整備事業、公共施設耐震化及び改修事業などに加え、少子高齢化に伴う労働人口の減少や社会保障費の増加など、一層厳しさを増す状況が明らかであることから、厳しい時代に耐える財政基盤の構築が必要であり、昨年策定した第2次財政運営計画に基づく長期的視点に立った財政運営を行っていく必要があると考えているところであります。

結びに、以上、平成25年度の町政執行に当たりまして、私の考えを申し上げます。

日本は、これまで経験したことのない人口減少社会へ突入し、我が国が戦後歩んできた枠組みからの大きな転換期に立っております。

特に、地方自治体は、自主自立の行政運営とその結果責任が強くもとめられ、地域の力、自治の力が問われております。

ふるさと美幌は、豊かな自然や豊富な地域資源と、住民の皆様の力が結集できる風土と歴史があります。何よりも、町自体が将来に大いなる発展の可能性を秘めていると実感しております。

地域資源を守り育てながら、そこから富や恵みをいただき、地域の発展につなげていくこと、町民の皆さんの力の結集と総合的な地域の力を発揮することで、自治基本条例で目指すまちづくりが実現できるものと確信をいたしているところであります。

多くの課題や、これから起こり得るさまざまな困難に立ち向かい、本町の持続的な発展とかけがえのない子どもたちの未来のため、

町民の皆様と手を携え、目指すべきまちづくりの実現をなし遂げていく所存であります。

町民の皆様並びに議員の皆様にご理解と御協力を心からお願い申し上げます、町政執行に当たっての方針といたします。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をいたします。

再開は3時5分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平成25年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 平成25年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

平成25年度予算並びにこれらに関する事業の御審議をいただく本定例町議会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますことに深く感謝申し上げますとともに、町民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、少子高齢化の進行や情報化の進展、地球規模での環境問題など、社会情勢が大きく変化する中で、社会システムの基盤である教育については、その期待が一層高まっております。

また、いじめや体罰による自殺事件などの対応をめぐって、教育環境が注目され教育委員会のあり方が問われている状況にあり、昨年の12月に安倍政権が誕生し、教育委員会制度の見直しを含めた教育改革が加速されます。

このような状況において、教育委員会として、町民の皆様、教育に携わる方々に教育行政執行の方針をお示しいたします。

教育行政に臨む基本的な考え方。

まず、教育委員会の教育行政に臨む基本的な考え方を申し上げます。

美幌町の教育行政は、「美幌町教育目標」を基本として、その教育目標である「人間性豊かな教育を目指して」を念頭に、「美しく豊かな自然環境とその開拓精神にもとづき、町民ひとりひとりが人間的ふれあいを大事にし、生涯教育への関心を高め、生活・文化の進展をはかるとともに、人間性豊かにして心身共に健全であり、創意に富む児童生徒の育成を目指す美幌町の教育を推進する」という目標の実現に向けて努力していく所存であります。

この教育目標を基本に、第5期総合計画の主要施策や第6次社会教育中期計画の目指す姿の実現に向け、町行政との連携を図りながら、教育の充実のための施策を進めてまいります。

また、効果的教育行政の推進と町民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価」を行い、その報告書を町議会に提出するとともに町民の皆様にご公表してまいります。

重点施策の展開。

学校教育の充実。

新学習指導要領による「生きる力」の育成を理念として、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「知育・徳育・体育」を身につけさせ、あわせて「学校・家庭・地域」の三者がそれぞれの役割と連携・協力を果たすことが求められています。

そのためには、学校教育において「正しい判断と行動のできる児童生徒の育成をはかる学校教育を推進する」という教育目標の実現に向け、地域に開かれ、信頼に応える学校づくりの推進に取り組んでまいります。

確かな学力の向上。

子どもたちが将来、社会で自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を身につけ、それらを活用する力を育成することが重要であります。

これまで全国学力・学習状況調査に参加してきましたが、全体として全国平均を下回る

状況にあり、この調査や独自の学力検査の結果を分析し、各学校の改善プランに基づき「学力向上」に向けた事業改善などの取り組みを継続して進めることが大切であると考えております。そのため、学校が個に応じた指導、繰り返し指導、予習・復習の指導の充実に図り、基礎的・基本的事項の確実な定着を図るよう支援・指導してまいります。

小学校では、昨年度から実施しております35人以下をめぐとした少人数学級を継続するため、2名の教諭を町単独で配置し、教員が子どもと正面から向き合う時間を確保し、きめ細やかで質の高い教育を実現してまいります。

また、子どもたちが幼稚園（保育園）、小学校、中学校、高校へ進む過程で、それぞれの発達段階に応じ不安をなくす指導ができるよう、学校間の連携を推進してまいります。

特別支援学級においては、介助員を配置し、個に応じた指導計画、支援計画を作成し取り組んでまいります。また、普通学級に学習障害（LD）などの疑いのある児童が見受けられることから、普通学級におきましても支援員を引き続き配置します。

豊かな心と健やかな体の育成。

道徳教育の充実により、生命を大切にす心や思いやりの心、倫理観や規範意識を育むとともに、ボランティア活動、自然体験活動などを通して、社会性や豊かな人間性を育ててまいります。そのため、家庭・地域の理解と協力が必要であることから、学校が説明責任を果たす「道徳の時間の授業公開」を積極的に推進するよう指導してまいります。

いじめ対策では、「どこの学校でも起こり得る」、「人間として絶対に許されない行為」という認識を強く持ち、子どもたちの小さなサインを見逃すことなく、未然防止、早期発見、早期対応に重点を置き、学校における支援・指導体制を強化してまいります。

教育相談体制では、地域、家庭における教育問題の相談、指導を行う教育専門相談員、また、学校の集団生活に溶け込めないなどの

事由で登校できない子どもの相談、指導を行う不登校問題相談員を配置し、学校、家庭との連携を図り、家庭訪問や相談室での学習支援、サテライト事業を推進し、学校復帰を含め問題解決に向け取り組んでまいります。

読書は、児童生徒の人間形成や豊かな心を養う上で重要であり、言語能力の育成に結びつくものであることから、学校図書館活動の充実や美幌図書館との連携を図ってまいります。

児童生徒の健康保持については、定期健康診断はもとより、感染症の予防に努め、小学校では虫歯予防対策としてフッ化物洗口を引き続き実施し、中学校では薬物乱用防止教室を開催するなど、適切な保健管理指導を行ってまいります。

また、学校における体力向上の取り組みや「早寝・早起き・朝御飯」運動の定着など、望ましい食習慣、生活習慣を身につけさせる指導を推進し、健やかな体を育成してまいります。

信頼される学校の推進。

教職員は、教育の専門家として知識やさまざまな課題に対応できる資質や能力、指導力がもとめられていることから、積極的な校内研修と公開研究会開催を進めるなど、開かれた研修の実施や町内自主研究組織の立ち上げに支援するほか、教育局指導主事や町指導主事による教育課程、学習指導法など専門的事項の指導助言を行い、教職員の資質能力の向上を図ってまいります。

地域に開かれ、信頼に応える学校づくりを推進するため、参観日や学校行事、学校評議員などとの懇談、学校だよりを通して学校の状況や様子を保護者や地域に発信し、また、学校評議員や学校関係者の意見、保護者や地域の外部アンケートなど、多くの意見を反映させた学校評価を行い、学校運営や教育活動の改善を進めてまいります。

教職員の服務規律の保持については、一人ひとりが教育公務員としての自覚とともに、高い規範意識や倫理観を持って職務を遂行す

るよう指導を徹底してまいります。

教育環境の整備・充実。

福豊小学校統合。

町内で唯一の複式校であった福豊小学校は、地域の理解と協力のもと、平成26年3月末をもって閉校し、旭小学校に統合が決定しております。

今後、この地域の将来展望に配慮しながら、統合後の地域の希望などについて誠意を持って対応していく考えであり、統合に伴う経費などについて予算措置をしております。

地域の方々の判断に心から敬意を表するとともに、複式校解消により、均衡ある教育水準の維持を図ってまいります。

学校施設整備。

子どもたちの快適で安全・安心な学習環境を維持するため、計画的な施設の改修に努めておりますが、新年度は小学校のトイレ洋式化、東陽小学校の屋外遊具更新、旭小学校の校舎屋根改修、美幌中学校の教頭住宅新築、美幌小学校の教職員用パソコンの更新などを実施いたします。

安全・安心な教育環境。

学校では、危機管理マニュアルを作成し、不測の事態に備えておりますが、火災・地震を想定した避難訓練の実施、交通安全に対する意識啓発や交通ルールの指導徹底、通学路の安全確保、登下校の見守り活動、不審者情報メールの発信など、保護者、地域住民、関係機関と連携し、一体となって子どもたちの安全・安心を確保してまいります。

学校給食。

近年、食に関する知識の欠如、朝食の欠食、偏った摂取やアレルギーなどの問題を抱え、学校給食を通じ食に関する正しい知識や望ましい食習慣への指導強化が求められております。

給食センターでは、必要なエネルギーや栄養素を満たすよう留意しながら、多様な調理法を組み合わせた献立作成に努めるほか、美幌産農畜産物や加工品を可能な限り使用するなど、地産地消の推進にあわせ学校訪問指導

を通じて地域農畜産業への理解を深める取り組みを引き続き行ってまいります。

また、安全・安心な給食提供のため、学校給食衛生管理基準に基づき、食品微生物検査及び残留農薬の理化学検査、自主的な衛生管理体制強化のため、給食調理室における調理室内衛生管理点検調査、さらには検収室の増築工事などの衛生管理対策を実施してまいります。

なお、センターは開設後15年経過し、各種調理機器などが経年劣化してきていることから、新年度は自動フライヤー、食器洗浄機、蒸気ボイラーなどの更新・修繕を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行事業については、新年度からは町営バスとして運行していました報徳線、豊岡線、日並線の3路線をスクールバス化し、児童生徒の利便性、安全運行に努めるとともに、少人数の登下校時の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き経費削減と効率的な運行に努めてまいります。

社会教育の充実。

急激に社会情勢が変化する中、複雑化した社会に対応し、豊かで充実した生活を送るためには、絶えず新しい知識・技術を習得することがもとめられ「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる生涯学習社会の実現が求められております。

社会教育においては、「明るく豊かな町づくりをすすめる社会教育を推進する」という教育目標の実現に向け、第6次社会教育中期計画に基づき、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習の支援とその成果を地域に生かす取り組みを進めてまいります。

健全な青少年を育む家庭・地域づくりの推進。

家庭教育。

家庭教育力の向上のため、子どもを持つ親の学習機会を拡充し心身ともに健やかな青少年の育成を図るための「家庭教育学級」や

「親子ですくすく教室」、「フレッシュママセミナー」などを積極的に推進してまいります。

青少年教育。

次代を担う青少年の教育事業は、小学校を対象として公共施設に宿泊しながら通学する「通学合宿」や「おもしろ科学の祭典inびほろ」、家庭・学校・地域が一体となって地位の子どもは地域で育てるという観点に立った「コミュニティスクール事業」の推進、さらには、子どもを対象とした「キッズカルチャークラブ」、「子どもちょっと体験教室」の開催などにより青少年の主体性を高める活動を支援してまいります。

また、青少年育成事業では、地域安全パトロール隊リトルウィング及び関係機関との連携により、新入学期や長期休業中、祭りでの巡視活動、さらには中学生との合同巡視活動のほか、青少年育成専門推進員を配置し、青少年育成協議会など関係団体との連携により、事件事故を未然に防ぐ活動支援など、町民総ぐるみ運動のより一層の広がりを展開してまいります。

成人・高齢者教育。

成人教育では、地域活動への積極的な参加のための学習機会を提供する「マナビティーセンター講座」をはじめ、「女性学級」、「女性リーダー国内研修」などを推進してまいります。

高齢者教育では、明和大学は高齢者がみずから学び活動する場として、さらには、生きがいの創出という面からもその期待は大きいものがあり、学生の要望を的確に捉え、魅力ある授業内容の検討を行い、楽しく学び続けることのできるよう取り進めてまいります。

豊かな心を育む文化芸術活動の振興。

芸術文化振興。

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらす活力あふれる地域づくりの基礎となるものと考えております。

文化活動の拠点施設として町民待望の「び

ほーる」が昨年8月にオープンし、利用率も高く、町内外から非常に高い評価をいただいているところです。

町長が町政執行方針で申し上げましたとおり、このホールの設備機能を最大限に生かすには、教育委員会で既設の町民会館と一体で管理したほうが、よりスムーズに運営ができ、利用者の利便性も高まり、あわせて文化振興が図れるという結論に達し、所管がえすものであります。

新年度は、指導者招聘事業、文化連盟を中心とする鑑賞事業など数多くの事業を予定しており、町民の皆さんが「びほーる」を核として幅広い芸術文化に触れる機会の拡充と児童生徒への芸術鑑賞や発表機会の提供を進めてまいります。

社会教育を充実させる学習環境づくりの推進。

#### 図書館。

図書館では、引き続き乳幼児から高齢者に至る幅広い世代への読書機会の提供に努めるとともに、「第2次子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境づくりを進めてまいります。

また、保健師やボランティアの方々との連携により、幼児への読み聞かせの大切さや読書活動の推進を図るためのブックスタート事業、さらには、昨年からはじめました第2弾となる、小学1年生を対象に児童書を配布するブックセカンド事業も引き続き実施し、読書の大切さを伝えるとともに、読書習慣の形成と豊かな情操を育む事業として取り組んでまいります。

#### 博物館。

博物館では、教育普及活動として、全道的に見ても価値の高い元町地区の遺物を対象に、先史時代の人々の営みについて、多くの町民が興味を抱き、ふるさとの歴史について考えてもらうきっかけづくりとなるよう、「元町地区の遺跡展」をテーマとした特別展

の開催、さらには「寄贈美術資料展」、「美幌の四季展」などの企画展、ミニ展示を予定しております。

新年度は、引き続き各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、講座内容を拡充し博物館教育につながるよう努め、多くの町民が博物館活動に関心を持ち、積極的に利用し、親しまれる館づくりを目指してまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査として、道営畑地帯総合土地改良事業の田中、豊栄2地区における予備調査、各種開発行為に伴う事前調査を予定しております。

#### 社会教育施設。

社会教育施設整備については、利用の実態や要望を踏まえ計画的に取り進めていますが、新年度は災害時の避難収容施設としても指定されているスポーツセンターの耐震診断、あさひ多目的広場に維持管理用機材の格納庫新設、施設の老朽化が進んでいることから施設の長寿命化と安全に安心して利用していただくため、博物館の暖房設備改修調査検討、トレーニングセンター屋上の防水改修、リリー山スキー場のリフト及び圧雪車の改修などを予定しております。

#### 生涯にわたるスポーツ活動の振興。

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり運動・スポーツ活動に取り組むことが重要であり、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる社会の実現が課題となっています。

このような中、各種競技スポーツの普及と生涯スポーツの振興に努め、地域住民が運動に親しめる機会を拡充し、誰もが健康で豊かな生活と地域コミュニティが広がるよう、体育協会及び総合型地域スポーツクラブと引き続き連携、協働を図ってまいります。

また、各種スポーツ団体による積極的な活動、スポーツ合宿の受け入れや指導者の養成などにより、競技選手・団体の活躍が見られます。その結果、本町出身のスポーツ選手が全国、国際大会で活躍するなど、町民に感動



と希望を与え、これまでの活動が競技力の向上につながってきております。

新年度は、NECラグビー部、明治大学ラグビー部の合宿招聘を予定しており、少年団や高校生に対する指導も行われ、技術レベルの向上を図ります。

今後とも青少年から高齢者に至るまで、それぞれのニーズに応じた活動の促進と指導者の養成や活用を進め、地域スポーツの普及振興を図ってまいります。

結びに。

以上、平成25年度の教育行政執行に当たりまして、教育委員会の方針を申し上げます。

次代を担う美幌町の子どもたち一人ひとりが、夢や希望の実現に向けてたくましく育っていけるよう、よりよい学校づくりに向け、学校・家庭・地域が課題の共通認識に立ち、オール美幌で取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた学習機会を提供しながら、教育環境と教育内容の充実向上のため、諸施策の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩をいたします。

再開を3時40分からといたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

もはや4時近くなりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めま

す。

したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

#### ◎日程第76 一般質問

○議長（古舘繁夫君） 日程第76 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 〔登壇〕 さきに通告しました3項目について、順次質問をさせていただきますと思います。

1点目の町民会館耐震改修についてであります。具体的内容といたしましては、耐震改修工事とエレベーター設置の見直しについてでございます。

町民会館は、昭和44年に建築されまして、耐震診断調査は平成23年に実施されております。耐震改修の費用や実施時期の見直しについてお伺いいたします。

第1ホールを除きます昭和23年の各施設の利用状況は、一般使用では年間634件、公用使用では年212件の合計846件と非常に高い利用状況となっております。高齢者、障がい者など多くの町民からエレベーター設置を強く要望する声が届いております。特に、2月から3月に行われます確定申告に向く方や、昨年、びほーるが完成後、初めて文化祭の出展作品が第2ホールと分散して展示されましたが、足が不自由なため階段を昇降できない方からも、鑑賞ができずに残念だったと、そういった声も私のところに届いております。

エレベーター設置は、極めて優先度の高い町民要望でありまして、建築基準法上、現施設のままでもエレベーター設置は可能と聞いております。しかし、耐震改修が必要な施設でもあり、できるだけ速やかに町民要望にこたえるため、エレベーター設置を含めた改修をすべきと考えますが、町としての判断をお聞かせください。

あわせて、第5期総合計画第7次実施計画

にあります町民会館維持管理事業費の各年次改修工事の考え方についてお伺いをいたします。

2点目、国民健康保険の後発医薬品の普及促進についてであります。いわゆる、ジェネリック薬品の使用促進策についてお尋ねいたします。

厚生労働省は、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化を図るため、国民健康保険における後発医薬品、ジェネリック医薬品の普及促進の積極的な取り組みを求めています。

本町におけますジェネリック医薬品の普及促進の具体的な促進策の取り組み状況、（希望カードの交付状況、差額通知、医薬品の普及率、医療費別の削減効果など、）課題についてお伺いをいたします。

3点目であります。職員再任用制度の実施についてであります。年金支給年齢引き上げに伴う定年退職職員の再任用制度の実施についてであります。

平成25年度以降の退職職員の年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に3年に1歳ずつ、12年掛けまして60歳から65歳へと引き上げられます。このため、無収入となる職員の雇用と年金の接続を図るため、美幌町の職員の再任用に関する条例の全面的な見直しが必要であります。再任用についての基本的な考え方、具体的な制度設計のスケジュールについてお伺いをいたします。

再任用職員は、正規職員同様の定員として扱われており、職員の新陳代謝を促進しつつ、新規採用職員の配置と兼ね合いを十分考慮して、年齢構成のあり方など将来的な組織運営を維持するための新たな人事政策や職員採用計画が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上、御質問申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをいたします。

初めに、町民会館耐震改修について、耐震

改修工事とエレベーター設置の見直しについてであります。美幌町民会館の耐震改修につきましては、平成23年度に実施いたしました耐震診断結果で構造耐震判定指標地において耐震性に疑問があると判断されました。

町民会館は、災害時の指定避難所として指定している施設であり、早急に耐震化を図る必要がありますが、建築から43年を経過しており、耐震化工事とあわせて設備改修及びエレベーター等のバリアフリー化工事も必要であり、現在、改修の内容及び事業費等について整理しているところであります。

現施設の課題や利用者のニーズを考慮して改修計画を検討する必要があります。事業内容と財源の確保をあわせて全庁的な協議を行い、早急に改修計画の方向性をまとめる考えであります。

総合計画の町民会館維持管理事業につきましては、耐震改修の見直しを図る中で修正検討する予定でありますので、御理解願いたいと思います。

次に、国民健康保険の後発医薬品の普及促進についてであります。

後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進策についてであります。ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、平成21年1月20日付の厚生労働省国民健康保険課長通知により、国民健康保険においてもジェネリック医薬品の普及促進に努めることとされ、本町においても利用促進に向けた取り組みを行っているところであります。

具体的な取り組みとしましては、平成21年度から保険証更新時にジェネリック医薬品希望カードつきパンフレットを同封して全被保険者に配布しています。

ジェネリック医薬品の普及率についてであります。平成24年11月調剤分のデータでは、数量ベースの利用率は全体の28.7%となっております。さらに、本年2月から

北海道国民健康保険団体連合会の委託事業を活用し、一定の条件に該当する被保険者663件に対し、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に見込まれる自己負担額軽減額をお知らせするジェネリック医薬品利用差額通知書を送付いたしました。

次に、医療費の削減効果額については、今回のジェネリック薬品差額通知書を発送後、北海道国民健康保険団体連合会から提供されるデータにより検証していきたいと考えておりますが、仮に平成24年11月調剤分でジェネリック医薬品を最大限適用した場合の試算では、最大効果額として全体で約400万円、保険者負担額が約315万円、患者負担額が約85万円軽減される試算となっております。

課題についてであります。普及促進対策として保険者としてできることは、情報提供や個人通知といったことに限られるため、ジェネリック医薬品の利用率を上げるためには、医師、薬局から受診者へジェネリック医薬品を推奨するよう一層の取り組みも必要ではないかと考えております。

今後も美幌医師会、美幌薬剤師会などと連携を図りながら、保険者として個々の取り組みの費用対効果を勘案しつつ、利用促進に向けた取り組みを行っていききたいと考えております。

次に、職員再任用制度の実施について、年金支給開始引き上げに伴う定年退職職員の再任用制度の実施についてであります。公務員の定年延長は、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう段階的に引き上げる方向で検討されていましたが、民間企業において継続雇用制度により対応している現状、高齢者雇用確保措置の実施状況を踏まえ、60歳で定年退職する希望者全員をフルタイム勤務で再任用するよう義務づける法整備が進められていたところ、昨年末の政権交代により法整備が見送られ、国家公務員については再任用を義務づける閣議決定により対応することと

なったところであります。

法整備が見送られたことにより、地方公務員については各自治体が条例により対応する必要があり、フルタイム以外の短時間勤務を希望する場合の対応、再任用する際の役職、給与水準及び職員定数など検討する項目が数多くあります。このことから、対象となる職員が定年退職を迎える平成26年3月に間に合うように、職員に対する環境を考慮しながら、さまざまな課題についての検討を進め、組織活力の低下や年齢構成のゆがみを生じない制度となるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） それでは、町民会館の耐震改修とエレベーター設置のことについて、質問をさらに掘り下げたいと思っておりますが、答弁の中では、耐震化の工事とあわせて設備の改修、エレベーター設置等の工事が必要だというようなことですが、23年度で診断された結果で改修事業というのは幾らぐらいで算定されているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 1回目の答弁で説明したように適当でないということで、この耐震改修をどうするかによって事業費自体も全然変わってくると思っております。43年経過した建物に耐震補強だけでいいのか、あるいはそれにあわせてユニバーサルにするのか。例えばで言うと、トイレをどうするのか、あるいは階段をどうするのか、そしてエレベーターをどうするのかということも含めていくのかどうか。あるいは、そういう今言った設備を整えても、まだなおかつこれから何年もつのかということも含めて、総合的な検討が必要だと思っております。

それで、先ほど答弁させていただいたように、内容と事業費、財源、これらを含めて考えなければいけないということでもありますの

で、その検討結果によっては、今言ったようにさまざまな方法があるので、一概にこの事業でいくとこれくらいというような金額は、なかなかはじくのが難しいと思いますけれども、単に耐震だけの改修をするということになれば、超概算で言うと、やっぱり9,000万円ぐらいかかるだろうという話は聞いております。ただ、それで済むのかどうかということは、これから全体を検討して皆さんにお示ししていくということでもあります。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 町長おっしゃるように、やり方によって改修の事業費が変わってくるということについては、それはよくわかるわけですが、そこで、私が質問の中に上げた第7次の総合計画の実施計画の中では、25年度、26年度とそれぞれ部分的な改修というのが予算計上されていましたが、これは、いわゆる耐震改修前の計画であったのかどうか、その辺の事実関係をお知らせください。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） 上杉議員おっしゃるとおり、耐震化を見通しての計画ではまだございませんので、耐震化の前の一般的な維持管理費を計上しております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） そうすると、これから部分的な改修ではなくて、全体的な改修計画のあり方そのものを見直していかないと、具体的なそういう費用というのが積算されないということについてはわかりましたけれども、例えば、耐震改修の検討の中で、今の施設をいわゆる改修をして使うというほかに、検討の中で新たな施設ということの検討も、遡上に上げての計画検討ということはあるのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほど答弁させていただいたように、耐震改修するということになると、先ほど言ったように四つぐらいの方法があると思います。それでも、じゃあ43

年たった建物が補強して、あるいはユニバーサル化して、エレベーターもつけて、果たしてこれからどうだということを考えると、今、議員おっしゃるように、検討の方法としては耐震改修以外にもう全部やめちゃおうと、壊してしまおうと、そして新しく建てましょうかというのも一つの検討の方法には入るだろうと思いますけれども、ただ、1回目から答弁させていただいているように、やはり財源であるとか事業費、これらを積み上げた結果でないとなかなか判断できないと。今、方法としては、そういうことも考えられるだろうということだと思いますので、これからじっくりと検討していきたいと、そして皆さんの前にお示しをしていきたいと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 町民会館以外に新年度予算でも、今度、スポーツセンターを新たに耐震改修の調査をするということですから、公共施設の耐震改修調査というのをやっていながら、今後、検討していくのでしょうか、そこで、その耐震調査をした結果、どの施設を年次的にそういう改修をしていくのかということでお尋ねしたいのですけれども、優先順位を決める町としての現状での考え方があれば、耐震改修いろいろな施設やっていきますね。その結果が出て、それじゃあこの施設を、例えば来年やるのかというときの、そういう優先順位の考え方みたいなものがもしあればお聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これも耐震の結果によって、耐震上大丈夫だというものは除かれる。耐震の改修が必要だという中でも、やはり今の町民会館の例ではないですけれども、全くだめだという、耐震補強をして耐震改修をしても、これから先、何年もつかかわらないというような施設だと、やはり優先度は低いと思いますし、もう一つ考えなければいけないのは、やはり多くの施設が災害のときの避難所になっているというようなこともあり

ますので、そういうことも考えないといけないと思いますので、今、直ちにこことここというわけにもいかないの、そういうったことを結果に基づいて、そういう総合的な判断でどこをやっていくかということは決めないといけないと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、やはり町民会館は、今まで我々は第1ホールの改修を全力を挙げてやろうということで、ようやくここまでたどり着きましたので、第1ホールが立派になると今までの施設がちょっと違うように見えるので、優先度合いとしては高いというような見方をしていくべきではないかなと私個人では思っていますけれども、ただ、これも庁内の検討委員会の中で、これをどうするかということも含めながら考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今、町長から、公共施設全てが避難所になっているとは限らないとは思いますが、多くの施設は災害時の避難所になっているということですから、やはり今後、耐震診断を受ける施設の順番というの、どういうふうにしてやっているのかということの順番がよくわからないので、診断した結果で整備していくときの、やはりきちんとした町としての優先順位のあり方とか、そういったことを具体的に町民の前に明らかにすることで、町民の皆さんも、この施設はいつごろとか、そういったことが具体的に明らかになってくるかと思っておりますので、せっかくの機会ですので、この町民会館の耐震改修の検討の中で、今後そういう耐震改修が必要な公共施設の優先順位のつけ方とか、そんなようなことについても行政側のほうでしっかり検討していただいて、住民の前にきちんと公表していくというようなことについての取り組みについてはいかがですか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 当然そういうことも考えて取り組まなければいけないと思っております。

耐震の診断調査は、美幌では旭小学校が一番目だったと思います。まず、学校を何とかしようということで、旭小学校については耐震性に問題ないということでありましたし、美幌中学校も美幌高校と農業高校との統合で耐震改修が終わった学校ということで、今、中学校で利用させていただいているので、次はやはり公共施設だということで、まず、町民会館を。それから後ほど、また25年度の予算の中で説明いたしますけれども、コミュニティセンターの問題であるとか、スポーツセンターが診断をするという手はずになっていきますので、それもやはり大規模災害に備えた避難所ということも含めての話でありますので、そちらをまず診断は優先して、そして、その結果、出た段階で、事業費そして財源措置をどうするか。全く耐震だけで済むのであれば、大規模だとか中規模、小規模に分かれると思うので、やはりやりやすいところとか、そういうことも含めて考えていかなければいけないと思っておりますけれども、いずれにしろ議員おっしゃるように一定の物差しを示す必要があると思っておりますので、そういうことも検討させていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 状況はよくわかりました。それで、ことし具体的に、ことしとか、町民会館について検討していきたいということですので、めどとして、例えば町民会館の耐震改修、特に大変なのは財源とかそういった問題も十分あることはわかっていますけれども、今年度末ぐらい、今年度というのは来年の3月ぐらいまでには町民会館をどうするかというのは、方向性については、ある程度住民の皆さんに示すようなことで、時期的なことは町長として今の時点で示すことはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、指示としては早速すぐに役場の中を横断的に集まって、すぐに検討と。ですから、この予算議会が終

わった後にはそういう検討に入っていけると、そのように思っております。ただ、出口のほうがいつになるかについては、なるべく早く終わらせたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。  
○7番（上杉晃央君） 町民の皆さん本当に、私も議員になってから随分そういう要望をいろんな機会に聞くことができましたので、本当に町民が1日も早い実現を望んでいる要望だと思いますので、今の町長答弁のとおり具体的な時期は示されないまでも、庁内の早急に検討するということですので、今後また状況を見ながら取り組んでいただきたいと思います。

1番目の質問は、以上で終わらせていただきます。

次に、ジェネリック医薬品の質問でございますけれども、実はこの差額通知というのは、広島県の呉市が全国に先駆けて取り組みました。これは、呉市が国保の医療費が非常に増大して、このままでは国保がつぶれてしまうという、そういう危機感の中から、医師会だとか歯科医師会、薬剤師会と相当白熱した議論をしていきながら、20年7月に1回目の利用差額の通知をして、毎月1回ペースで実施して、実際に市民の皆さんから問い合わせがあったりしたのですけれども、大きなトラブルもなく、今も差額通知というのは非常に浸透していて、有効に機能しているというふうに報告されております。

それで、答弁で、24年11月のジェネリック医薬品の数量ベースの利用率が28.7%ということで、これは御存じのように、国は目標を3割ということで設定しておりますので、ややそれに近い結果ではないのかなと思います。

美幌町のほうでも答弁にありましたように、医薬品の希望カードを配布しているということで、徐々に管理者の皆さんの中で切りかえていく、そういったことが出てきているのだろうと思います。

私、全国の22年度なのですけれども、都道府県別のジェネリック医薬品の数量ベースを調べてみると、全国平均が22.4%で北海道は23.7%ということで、全国では11位ということで、22年度では比較的高いほうだと思います。その後、毎年利用率が上がっていていると思いますので、美幌町の先ほどの数字だと、北海道の平均は超えているのかなど。国の目標としている3割にやや近づいているので努力をしているのだろうと思います。

そこで、美幌町の国保事業の医療費に占める、いわゆる調剤医薬費の割合というのはどの程度でしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。  
○環境生活主幹（谷川明弘君） 平成24年度の4月から11月までの総医療費に占める割合は、調剤で19.3%となっております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。  
○7番（上杉晃央君） 約2割が、いわゆる調剤医薬費とかかっているということですから、やはりこのジェネリックの取り組みというのは、医療費を下げる取り組みとしては、その2割の部分をしっかり管理者の皆さんに理解いただいて、切りかえることによって、先ほど答弁にもありましたが、本人の自己負担が減る、それから保険者である美幌町の負担が減ってくるということになりますので、私は非常にこの取り組みというのは国保財政にとっては大きな、本人にもそうですし、町の財政にとっても大きな効果があると思います。

それで、本年2月から国保連合会の委託事業で医薬品の利用差額の通知を実施したということでございますけれども、北海道内だとか網走管内での取り組みの状況とか、それから一定の条件に該当するというので取り組まれて、答弁では663件の方に初めて通知したということですが、この一定の条件というのはどういう内容の方に通知をしているのか、その詳細についてお知らせいただ

きたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） まず、がん  
と精神疾患に係る医薬品は除いて、35歳以上の方、それでジェネリックに切りかえた差額が100円以上。それで、かつ投薬期間が28日以上という方を対象に差額通知を送付しております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） その場合に、道内や管内での利用差額通知の取り組み状況というのがもし、私もちょっとインターネットでは調べたのですが、なかなか情報がなかったのです。もしわかれば教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） 管内の実施状況なのですが、平成24年2月の調査でございますが、18市町村中、管内では美幌町を含めて6市町村が実施しております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 一定の条件というのがわかりました。私も、呉市の状況なんかを調べると、同じように、がんの疾患とかそういったものをのぞいたりしているということなのですけれども、一般的に、いわゆる医療費の薬代の負担を本人が軽減するとすれば、いわゆる生活習慣病とか慢性疾患を持っている方で長期に、現在、いわゆる先発医薬品というのを使っている方がジェネリックに切りかえることによって、個人の負担が相当軽減されるということですので、今後、いわゆる、今、連合会で委託してやっているということなのですけれども、例えば差額を出していただくいろいろな一定の条件というのを、美幌町の希望を取り入れて、例えば差額通知を計算して出してくれたりするのか、それがシステム的にそういった美幌町だけの希望は取り入れられないのか、全道一律なのか、その辺の通知の条件について、わかれば教えてください。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） これは事前

に連合会で差額通知を出す前に、それぞれの町村で一定の条件というのは、自由にとりか、指定できますので、町村の実情によってできます。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） そうだとすれば、初めての取り組みですから、それも網走管内で24年2月で6町村ということですから、比較的早く取り組んでいらっしゃるというようなことで、その取り組みは評価したいと思うのですけれども、1回目なのでなかなか全て求めても難しいと思うのですけれども、既に先進的でいろいろやっているところでは、いわゆる先発医薬品を長期に服用している利用者とか、あるいは、対象の疾病を特定すると、この病気で使っている人の差額だったら幾らになるとか、そういうやり方だとか、先ほど100円以上差額になると言いましたけれども、もっと差額の幅、効果というのですか、1,000円以上にするとか2,000円以上にするとか、いろいろな指定がもし町の規模でできるとすれば、今後その辺、先進的な取り組みをしている、いわゆる国保事業の実情だとかを調べていただいて、もう少し差額通知の中身を検討した上で、やはり利用している被保険者の皆さんが、自分の医療費はこれだけ、こんなに下がるのだということ、その通知を見てジェネリックに切りかえるような、そういったことを促進するようなことで、この設定条件について今後いろいろと検討していったらいいのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 上杉議員おっしゃるとおり、やっぱり医療費の削減効果になるということで、ことし7月から国保連合会で医療費のデータとか介護とか高齢者のデータがありますので、そのデータをもとにして、そういった、今、美幌町の医療費の全体を含めて、美幌町に合ったことで、国保連合会に一定条件の美幌町に合ったもので要望していきたいというふうに考えてございま

す。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） ところで、この差額通知に係る金額というのは薬代だけなのか。薬代の中には、私も薬局なんかで聞いたら、いろいろな技術料だとか指導料だとか、いろいろなものが含まれてやるケースもありますけれども、美幌町がお願いしているのは、純粹に使っている薬代だけの差額通知なのではないでしょうか。それとも、今言うような、費用とかそういったものも含めた差額通知ということなのではないでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（谷川明弘君） 薬代って、そういう費用も含めた、薬に係る金額でございます。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 私もこれ、インターネットで調べたのですが、22年度のデータでは、美幌町の一人当たりの保険税というのは、網走管内で5位で全道では20位ということで、これはいろいろな機会に、なぜ美幌用の保険税が高いのかということ、いろいろな機会にほかの議員も指摘する部分はあるのですけれども、全道でも20位ということですから高い市町村に入るのだらうと思います。

それで、先ほど答弁の中で、これは初めての調査ですから、最大効果で400万円ですね。年間に直すと約5,000万円ぐらい。本人負担でいけば85万円、患者負担ということですから、全体で5,000万円近い効果があるということですから、これをいろいろな形でもっと積極的に、保険に加入している皆さんに周知徹底することによって、恐らくこの最大効果というのが5,000万円からもっと伸びていくと。そのことによって、美幌町の保険者の医療費全体を抑制できるというようなことがあると思うのですよね。そのことが、結果として美幌町の国保財政の負担軽減を図ることになりますし、あわせて、やはり使う医薬品をジェネリックに変えると

ということだけではなくて、加入している被保険者の皆さんが少し健康づくりにしっかり取り組んでいくという意味では、先ほどの予算の説明でも、国保の基金が3億数千万円あるということですから、これをしっかり活用しながら、やはり健康づくりとかそういった面も取り組んでいただいて、これらのジェネリック医薬品の利用促進にあわせて、ぜひ国保税の少しでも引き下げに結びつくように、今後この取り組みを美幌町として全面に出しながら、国保の事業として取り組んでいくべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国保財政がいかに健全化で、医療サービスを受けた方が本当に必要な医療を受けて、心配なく受けれるという体制をしっかりととらなければいけないと思っています。その大きな柱が、やっぱり国保の健全運営と申しますか、そういうことだと思います。

それで、ジェネリックの話も、これも非常に大切な取り組みだと思いますけれども、議員、今おっしゃったように、今、力を入れているのは、やはり住民の皆さんの健康づくり、ここが極めて重要だと思っておりますので、こういうことをしっかりと大きな柱として、住民の皆さんの健康づくりを柱にする。そしてもう一方では、本人の責任に帰さなくても、やはりお年を重ねるといろいろ病院にかかる。そのかかる病院も、やはりしっかりこの地域でかかると。その中心になるのが、やはり直診病院の国保病院であるということでもありますので、そっちの運営もやはりしっかりしなければいけないと思っております。

もちろん、病診連携のこともありますがけれども、いずれにしろこのジェネリック医薬品のことだけでなく、それも大事ですし、健康づくりも大事ですし、直診病院の国保病院の運営も健全化を図らなければいけないと思っておりますので、もうちょっと広い目で総合的に見た、この町の保険をしっかり守る



ということに今後も努めていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 今、町長から答弁ありましたように、もちろんジェネリックだけやればよいということではありませんので、基本は町長の答弁のように、やっぱり町民の皆さんが自分の健康づくりに関心を持っていただいて、そのことに積極的に取り組む、いわゆる促進を健康づくりの事業として町が基金などを活用しながらやって、総体的に病気にならないで健康維持ができるようにということで、ことしの2月から通知したばかりです。今後年2回ということですから、その辺のデータ分析をしっかりとしていきますが、私が先ほど提案した、いろいろな角度からこの利用差額通知というのを分析することによって、いろいろなことが見えてくるかと思っておりますので、そういったことを積極的に取り組んでいただくことを期待して、この質問は終わりたいと思っております。

次に、3番目の最後の質問になりますけれども、答弁の中で、26年3月に間に合うようにということですが、当然のこと、職員の希望調査とか、それから新規採用職員の試験などを考慮して制度設計をしていくということになると思うのですけれども、今考えられるそういう制度設計の大まかなタイムスケジュールみたいなのは、来年3月というのは、それは絶対やらないとならない話ですから、それは私もわかる話なのですけれども、今後、制度設計をしていくに当たって、例えば四半期ごとにこんなようなこととか、そういうようなことを今具体的に考えているようなことがあればお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国家公務員については閣議決定で進めると。法を変えないで、そういう手法をとったということですが、私たちの町は条例の一部改正ですね、再任用の条例は何年か前、条例制定しま

したので、それをどう変えるかということですが、すけれども、これもやはり民間にお勤めの皆さんについては、既に改正高齢者雇用安定法という基づいた措置でやっていると。ただ、これもやはり全部受け入れるということではないと。当然、職員で、あるいは従業員でいたときの勤務評定なんかも含めて、雇用するしないは義務づけになっているのだけれども、まだそこまでいっていないということでもありますから、私どもが条例改正するということは、多分、住民の皆さんの理解、議会の皆さんの理解が多分必要だと思いますので、そういうことも配慮の一つにしないといけないと、そんなふうに思っております。

そして、その条例改正が、我々この組織が何か縛られるようなことでは決してだめだと僕は思っておりますので、退職したから自動的に再延長だなんていうつもりでおられると、それはこの組織自体がおかしくなってしまうので、そこはしっかり我々の意思も、あるいは人を見てどうできるかということも判断しないと、住民の皆さんの理解も議会の理解も得られないと思っておりますので、今、考えられるとしたら、そういうこともしっかり検討する中にはやっていかなければいけないと思っております。

何か条例改正したら、だれでも60過ぎたら、年金支給まで無収入になるから雇ってもらえるのだという気持ちになれるような条例改正は避けなければいけないのではないかなと思っております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 来年3月に間に合うというのは、来年3月に条例を出すようなことを、よもや時期的に考えていることではないと思うのですね。私は、少なくとも、ことしの12月議会ぐらいには、やはりこの一部改正条例というのをしっかりと提案して、その考え方を議会に説明していただくということで、3月というのが別に条例とは書いてはいないのですけれども、その間に、やはりフルタイムであったり、いわゆる短時間を希望する

職員であったり、今、町長が言うような、機械的に希望する職員が全て再任用の対象になるのかどうか、そういったことは非常にデリケートな問題ですし、途中で当然、26年度の職員採用を何人にするかだとか、そういった調整等が出てきますから、もっと早い段階で制度設計が進んでいくのだと思いますけれども、今の時点では、そうすると、特にそういう具体的なことについて、まだ着手していないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国は、政権交代の前は、そういうことで法制化するというところで、政権が変わったので、今、国は閣議決定だけでやっているということなので、我々も多分決められたらそれに従わないといけないと思いますけれども、今のところそういう状況にないということですので、今後、十分検討していきたいと思っております。

それで、条例をつくったのが、平成13年に美幌町は再任用の条例化をしているのですが、今日に至るまでまだ再任用した職員の例はないということでもあります。それは、いろいろな総合的な判断もあるので、年金も60からもらった時代もあったので、そういう心配はしなくてもよかったと思うのですが、ただ、やはり地域事情もあると思いますので、本当に住民の皆さんが納得いくような、そういうこともやはり判断の一つに据えないと、お手盛りにならないような条例改正だけはしてはいけないだろうと、そのように考えております。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） それに当たって、制度設計に当たって、私はやはりこのように考えるのですが、特に考慮すべき点というのは管理職だとか一般職を問わず、当然、私も例えばそういう該当者であれば、年金が全く出ない、どうしようかということで、生活のことを当然職員としては重要な問題になってきますから、やはり町長は責任者として率直に職員の皆さんとしっかり話し合いを

進めて、それで、いわゆる機械的な再任用とかということも、それはいろいろ意見あるかと思いますが、いずれにしても美幌町の組織がうまく効率的に回っていくためには、将来を担う若い人材の育成、そういったようなことも重視しながら、あわせて再任用と人事政策みたいなことも、こういう中でやっぱり考慮しながら、職員の不安を解消していくというようなことが、やはり職員が安心して仕事ができるということだと思いますけれども、そういったことは十分配慮しながら制度設計を当然していただけるということで受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ちょっと発言が暴走気味になって申しわけないのですが、かなり冷たいような話をしておりますけれども、一方で、やはり我々の組織は、あした、明後日のことではなくて、何年先もこの組織は住民の皆さんにサービスし続けたいといけない。そこでは何が必要かということ、やはり人が必要だということなので、組織としての新陳代謝をしっかりと図っていかないといいないということがあります。

60まで勤め上げた方が、自動的に年金をもらえるまでの間、無収入にいる間、再雇用だからといって全てを受け入れるということもあるかもしれませんが、それ以上に、やはり我々は、この地域事情だってやっぱりあると思います。雇用が少ない、若者が出ていくという中で、せめて我々のところだけでも新しい人を何とか頑張って職員を採用して、この組織をずっと長く、住民の皆さんの不安のないように組織としてサービスをしていくためには、やはり若い職員、全体の職員の年齢構成なんかも考えないといけないと思うので、再任用だけにとらわれて考えてることだけは避けたいと思っております。総合的に考えていきたい。

非常に、職員聞いていて冷たいと思われるかもしれませんが、今の段階で私の思いとしてはそういう思いでありますので、全

くやらないという意味ではなくて、能力が高い方もたくさんおられますので、そういう方も含めて、評価も含めて、再任用をやるとしたら我々にも評価権を与えてほしいと、そんな思いで今はおります。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 言うまでもなく、町長には評価権ありますので、聞いている職員がどう受けとめているか、私は胸の内はわかりませんが、いずれにしても、これは勤めている職員にとっては重大な問題でありますので、先ほど言ったようにしっかり職員とひざを交えて、それこそ車座トークでもいいですし、しっかり職員と向き合っているいろいろな意見を聞きながら、町長が今答弁していますように、やはり将来の美幌町の若い人材を育てていくという意味からも、そういう人事政策なんかとも絡めて、ぜひ検討してもらいたいと思います。

このことに関連して、ことしの4月から国家公務員あわせて退職職員の退職手当も引き下げになりますし、先ほどの町長の町政執行方針の中にも触れられておりましたけれども、政府は地方公務員の給与削減を強く求めています。これを7月から交付税で減額をするというような意向が報道関係では示されていますので、いわゆる年金支給年齢の引き上げだけでなく、職員にとっては大変厳しい環境下に置かれておりますので、やはりTPPと同じように、地方から政府の一方的な押しつけに対して、首長として責任ある立場の者として、北海道町村会だとか、あるいは全国町村会などを通じて、しっかり言うべきことは言うという姿勢が私は大事だと思いますが、その辺について町長の決意のほどを。

○議長（古舘繁夫君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 国家公務員を含めて退職手当を削減するとして、全国的に見て駆け込みの退職が出たり、我が町にはそういうことはないのですけれども、これはやはり国民の目線から見た評価だと、公務員に対する。国家公務員もそうですし、地方公務員に

対する一つの評価だと。民間より退職金が多いということ、多分そういう措置が出てきたのだろーと思ひます。

それともう一つは、国家公務員が2カ年、震災対応を含めて7.8%をやった結果、国家公務員の人件費がぐっと下がった。我々、地方公共団体は、ずっと長い期間かけて人件費の削減をしてきたのですけれども、たった2年間と十数年を比べて、おまえた高いから下げないと交付税のほうでという話は、それはちょっと話が違ふのだろーと思ひます。まして、地方交付税を人の財布に手突っ込んでとるみたいな話ですから、我々は、地方交付税は、地方自治他、地方固有の財源だと思ひますので、国にとやかく言われる筋合ひはないと思ひますので、それはしっかり日ごろから発言をさせていただいておりますので、そういった意味で退職金も下がる、それから給与も下げると、そして再任用でというようなこともあるのですけれども、ただ、国民の、そして地域住民の皆さんの感情というか評価は、やはりしっかり我々は受けとめないといけな思ひます。職員の皆さんも、しっかりとそのことを受けとめて、町民の皆さんの真正面に向かいたい仕事をしたら、多分もうちょっと給料、町長何とか上げると、何とか措置すれとかという声も当然出てくると思ひますので、そういった働きぶりを、給与も一つのモチベーションかもしれません、志かもしれません。ただ、職員は志を持ってこの職場に奉職したわけですから、それはもう住民の皆さんのために、町の発展のためにという志を持って入ってきたものですから、どちらかという私は志に訴えたいと思ひますけれども、職員のことでも全く考えないわけではありませぬので、つけ加えさせていただきたいと思ひます。

○議長（古舘繁夫君） 7番上杉晃央さん。

○7番（上杉晃央君） 町長の答弁で、国のそういう交付税は地方の固有財源だというような考え方や押しつけについて、毅然たる態

度でということでの答弁ありましたので、後はしっかり、何回もなりますけれども、職員としっかり議論していただいて、その中で、やはり職員にも理解していただきながら、あわせて町民の皆さんにも理解を得られるような制度設計をできるだけ早くつくっていただくをお願いしまして、終わりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 以上で、7番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

---

#### ◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 4時36分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員